

児童期における 支援提供のポイント

- ・【資料作成者】国指導者研修コアメンバー
- ・一般社団法人 わ・Wa・わ 理事長
- ・一般社団法人 全国児童発達支援協議会 副会長
 - ・岸 良至(作業療法士)

＋ 光真坊加筆・修正

獲得目標と内容

獲得目標

- 児童期における支援提供の特徴について理解を深める

内容

- 障害児通所支援の立ち位置
- 児童期の支援に関する基本的視点
- こどものライフステージと支援
- こどもの社会化・関係性の拡がりと支援における連携

障害児通所支援のガイドライン

(2024年7月9日発出)

- 「児童発達支援ガイドライン」(改訂)
- 「放課後等デイサービスガイドライン」(改訂)
- 「保育所等訪問支援ガイドライン」

こども家庭庁 障害児支援施策
プラットフォーム



児童発達支援ガイドライン(令和6年7月)(概要版①)

ガイドライン改訂の背景

- 児童発達支援事業所は、平成24年の児童福祉法改正により位置づけられて以降、事業所数約1万2,000箇所、利用者数約15万人と飛躍的に増加(令和4年度)。
- 令和3年から令和5年にかけてとりまとめられた各種報告書や、令和4年の児童福祉法改正により児童発達支援センターが地域の障害児支援の中核的役割を担うことが明確化されたこと、令和5年度のこども家庭庁創設によりこども施策全体の中で障害児支援を進めることとされたこと等を踏まえ、支援の質の確保及びその向上をより一層図るため、児童発達支援の内容を示し、一定の質を担保するための全国共通の枠組みとして示しているガイドラインを改訂。

ガイドラインの目的

- 児童発達支援について、障害のあるこどもやその家族に対して質の高い支援を提供するため、児童発達支援の内容や運営及びこれに関連する事項を定めるもの。

こども施策の基本理念

- 全てのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと。
- 全てのこどもは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること。
- 年齢や発達の程度により、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会の様々な活動に参加できること。
- 全てのこどもは年齢や発達の程度に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって最もよいことが優先して考えられること。
- 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、家庭と同様の環境が確保されること。
- 家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること。

障害児支援の基本理念

- 障害の特性を踏まえたニーズに応じた発達支援の提供(こどものウェルビーイングの向上、エンパワメントを前提とした支援)
- 合理的配慮の提供(社会的なバリアを取り除くための対話・検討)
- 家族支援の提供(家族のウェルビーイングの向上、エンパワメントを前提とした支援)
- 地域社会への参加・包摂(インクルージョン)の推進(一般のこども施策との併行利用や移行に向けた支援、地域で暮らす他のこどもとの交流などの取組)
- 事業所や関係機関と連携した切れ目のない支援の提供(関係機関や関係者の連携による切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築)

児童発達支援の役割

- 主に就学前の障害のあるこどもに対し、個々の障害の状態や発達の状況、障害の特性等に応じた発達上のニーズに合わせて本人への発達支援(本人支援)を行うほか、こどもの発達の基盤となる家族への支援(家族支援)を行うこと。
- 全てのこどもが共に成長できるよう、障害のあるこどもが、可能な限り、地域の保育、教育等を受けられるように支援(移行支援)を行うほか、こどもや家庭に関わる関係機関と連携を図りながら、こどもや家族を包括的に支援(地域支援・地域連携)していくこと。

児童発達支援の目標

- アタッチメントの形成とこどもの育ちの充実
- 家族への支援を通じたこどもの暮らしや育ちの安定
- こどもと地域のつながりの実現
- 地域で安心して暮らすことができる基盤づくりの推進

児童発達支援の方法

- こどもの発達の過程や障害の特性等に応じた発達上のニーズを丁寧に把握(※1)し理解した上で、全てのこどもに総合的な支援(※2)を提供することを基本としつつ、こどもの発達段階や特性など、個々のニーズに応じて、特定の領域に重点を置いた支援(※3)を組み合わせで行うなど、包括的かつ丁寧にオーダーメイドの支援を行っていくことが重要。

※1 本人支援の5領域(「健康・生活」、「運動・感覚」、「認知・行動」、「言語・コミュニケーション」、「人間関係・社会性」)の視点等を踏まえたアセスメントを行うことが必要。

※2 個々のこどもに応じた、生活や遊び等の中での、5領域の視点を網羅した支援

※3 5領域の視点を網羅した支援(総合的な支援)を行うことに加え、理学療法士等の有する専門性に基づきアセスメントを行い、計画的及び個別・集中的に行う、5領域のうち特定(又は複数)の領域に重点を置いた支援

児童発達支援ガイドライン(令和6年7月)(概要版②)

児童発達支援の内容

- | | | | |
|---|--|--|---|
| ①本人支援
「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」の 5領域 の視点を網羅した個々のこどもに応じたオーダーメイドの支援 | ②家族支援
こどもの成長や発達の基盤となる親子関係や家庭生活を安定・充実させる支援 | ③移行支援
こどもが、可能な限り、地域の保育、教育等を楽しみ、その中で適切な支援を受けられるようにしていく支援、同年代のこどもをはじめとした地域における仲間づくりを図っていく支援 | ④地域支援・地域連携
こどもの育ちや家庭の生活の支援に関わる保健・医療・福祉・教育・労働等の関係機関や障害福祉サービス等事業所等との連携によるこどもや家族の支援 |
|---|--|--|---|

児童発達支援の流れ

- 障害児相談支援事業所が、障害児支援利用計画を作成し、その後、児童発達支援管理責任者が、障害児支援利用計画における総合的な援助の方針等を踏まえ、児童発達支援計画を作成し、これに基づき日々の支援が提供される。
- 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援を利用するこどもと家族のニーズを適切に把握し(**5領域の視点等を踏まえたアセスメント**)、児童発達支援が提供すべき支援の内容を踏まえて児童発達支援計画を作成し(**将来に対する見通しを持ち、こどもや保護者の意思の尊重、こどもの最善の利益の優先考慮の観点**を踏まえて作成)、全ての職員が児童発達支援計画に基づいた支援を行っていけるように調整する。作成した児童発達支援計画は、障害児相談支援事業所へ交付する。
- 児童発達支援計画は、概ね6か月に1回以上モニタリングを行うこととなっており、モニタリングの結果に基づき、児童発達支援計画の見直しを行っていく。

関係機関との連携

- 障害のあるこどもの発達支援は、こども本人が支援の輪の中心となり、様々な関係者や関係機関(※)が関与して行われる必要があり、これらの関係者や関係機関は連携を密にし、適切に情報を共有することにより、障害のあるこどもに対する理解を深めることが必要。
※ 市町村、医療機関、保育所や幼稚園、他の児童発達支援センターや児童発達支援事業所、学校や放課後等デイサービス事業所、こども家庭センターや児童相談所、(自立支援)協議会等
- セルフプランにより複数の事業所等を利用するこどもについては、適切な障害児支援の利用の観点から、利用する全ての事業所間において、こどもの状態や支援状況の共有等を行うなど、特に連携を図ることが重要。

組織運営管理

- **自己評価**については、**従業者評価**及び**保護者評価**を踏まえ、**全職員による共通理解**の下で、事業所全体として行う必要がある。
- **総合的な支援の推進**と**事業所等が提供する支援の見える化**を図るため、**5領域との関連性を明確にした事業所等における支援の実施に関する計画(支援プログラム)**を作成する必要がある。

衛生管理・安全管理対策等

- 衛生管理:感染症対応として、対策を検討する**委員会**の定期的な開催や、**指針**の整備、**研修や訓練**の定期的な実施、**業務継続計画(BCP)**の策定が必要。
- 非常災害対策:非常災害に備えて、消火設備等の必要な**設備、具体的計画**の作成や周知、定期的な**避難訓練、事業継続計画(BCP)**の策定が必要。市町村が作成する個別避難計画への協力(計画作成に当たっては、こどもの状況等をよく把握している相談支援事業所等の参画が想定されることから、当該相談支援事業所等との間で災害時の対応について意思疎通を図っておくこと)も重要。
- 安全管理対策:**安全計画**の策定、事故発生時の**都道府県・市町村・家族等への報告**、緊急時における対応方法についての**マニュアル**の策定・訓練、**救急対応**に関する知識と技術の習得が必要。

権利擁護

- **虐待防止委員会**の定期的な開催やその結果の職員への**周知徹底**、職員に対する**研修の定期的な実施**やこれらの措置を適切に実施するための**担当者の配置**が必要。
- **身体拘束等の適正化を図る措置**(①身体拘束等の記録、②身体拘束適正化検討委員会の定期開催、③指針の整備、④研修の実施)を講じる必要。

放課後等デイサービスガイドライン(令和6年7月)(概要版①)

ガイドライン改訂の背景

- 放課後等デイサービスは、平成24年の児童福祉法改正により位置づけられて以降、事業所数約2万箇所、利用者数約30万人と飛躍的に増加(令和4年度)。
- 令和3年から令和5年にかけてとりまとめられた各種報告書や、令和4年の児童福祉法改正により児童発達支援センターが地域の障害児支援の中核的役割を担うことが明確化されたこと、令和5年度のこども家庭庁創設によりこども施策全体の中で障害児支援を進めることとされたこと等を踏まえ、支援の質の確保及びその向上をより一層図るため、放課後等デイサービスにおける支援の内容を示し、一定の質を担保するための全国共通の枠組みとして示しているガイドラインを改訂。

ガイドラインの目的

- 放課後等デイサービスについて、障害のあるこどもやその家族に対して質の高い支援を提供するため、支援の内容や運営及びこれに関連する事項を定めるもの。

こども施策の基本理念

- 全てのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと。
- 全てのこどもは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること。
- 年齢や発達の程度により、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会の様々な活動に参加できること。
- 全てのこどもは年齢や発達の程度に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって最もよいことが優先して考えられること。
- 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、家庭と同様の環境が確保されること。
- 家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること。

障害児支援の基本理念

- 障害の特性を踏まえたニーズに応じた発達支援の提供(こどものウェルビーイングの向上、エンパワメントを前提とした支援)
- 合理的配慮の提供(社会的なバリアを取り除くための対話・検討)
- 家族支援の提供(家族のウェルビーイングの向上、エンパワメントを前提とした支援)
- 地域社会への参加・包摂(インクルージョン)の推進(一般のこども施策との併行利用や移行に向けた支援、地域で暮らす他のこどもとの交流などの取組)
- 事業所や関係機関と連携した切れ目のない支援の提供(関係機関や関係者の連携による切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築)

放課後等デイサービスの役割

- 学齢期の障害のあるこどもに対し、個々の障害の状態や発達の状況、障害の特性等に応じた発達上のニーズに合わせて本人への発達支援(本人支援)を行うほか、こどもの発達の基盤となる家族への支援(家族支援)を行うこと。
- 全てのこどもが共に成長できるよう、学校、特別支援学校、専修学校等と連携を図りながら、小学生の年齢においては放課後児童クラブ等との併行利用や移行に向けた支援を行うとともに、学齢期全般において地域の一員としての役割の発揮や地域の社会活動への参加・交流を行うことができるよう支援(移行支援)を行うほか、こどもや家庭に関わる関係機関と連携を図りながら、こどもや家族を包括的に支援(地域支援・地域連携)していくこと。

放課後等デイサービスの目標

- 生きる力の育成とこどもの育ちの充実
- 家族への支援を通じたこどもの暮らしや育ちの安定
- こどもと地域のつながりの実現
- 地域で安心して暮らすことができる基盤づくりの推進

放課後等デイサービスの方法

- こどもの発達の過程や障害の特性等に応じた発達上のニーズを丁寧に把握(※1)し理解した上で、全てのこどもに総合的な支援(※2)を提供することを基本としつつ、こどもの発達段階や特性など、個々のニーズに応じて、特定の領域に重点を置いた支援(※3)を組み合わせで行うなど、包括的かつ丁寧にオーダーメイドの支援を行っていくことが重要。
 - ※1 本人支援の5領域(「健康・生活」、「運動・感覚」、「認知・行動」、「言語・コミュニケーション」、「人間関係・社会性」)の視点等を踏まえたアセスメントを行うことが必要。
 - ※2 個々のこどもに応じた、生活や遊び等の中での、5領域の視点を網羅した支援
 - ※3 5領域の視点を網羅した支援(総合的な支援)を行うことに加え、理学療法士等の有する専門性に基づきアセスメントを行い、計画的及び個別・集中的に行う、5領域のうち特定(又は複数)の領域に重点を置いた支援

放課後等デイサービスガイドライン(令和6年7月)(概要版②)

放課後等デイサービスの内容

①本人支援 「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」の 5領域 の視点を網羅した個々のこどもに応じたオーダーメイドの支援を 4つの基本活動を組み合わせ て提供する。		②家族支援 こどもの成長や発達の基盤となる親子関係や家庭生活を安定・充実させる支援		③移行支援 こどもが、可能な限り、地域において放課後等に行われている多様な学習・体験・活動や居場所を享受し、その中で適切な支援を受けられるようにしていくことや、同年代のこどもをはじめとした地域における仲間づくりを図っていく支援		④地域支援・地域連携 こどもの育ちや家庭の生活の支援に関わる保健・医療・福祉・教育・労働等の関係機関や障害福祉サービス等事業所等との連携による支援	
日常生活の充実と自立支援のための活動		多様な遊びや体験活動					
地域交流の活動		こどもが主体的に参画できる活動					

放課後等デイサービスの流れ

- 障害児相談支援事業所が、障害児支援利用計画を作成し、その後、児童発達支援管理責任者が、障害児支援利用計画における総合的な援助の方針等を踏まえ、放課後等デイサービス計画を作成し、これに基づき日々の支援が提供される。
- 児童発達支援管理責任者は、放課後等デイサービスを利用することもと家族のニーズを適切に把握し(**5領域の視点等を踏まえたアセスメント**)、放課後等デイサービスが提供すべき支援の内容を踏まえて放課後等デイサービス計画を作成し(**将来に対する見通しを持ち、こどもや保護者の意思の尊重、こどもの最善の利益の優先考慮の観点**を踏まえて作成)、全ての職員が放課後等デイサービス計画に基づいた支援を行っていくように調整する。作成した放課後等デイサービス計画は、障害児相談支援事業所へ交付する。
- 放課後等デイサービス計画は、概ね6か月に1回以上モニタリングを行うこととなっており、モニタリングの結果に基づき、放課後等デイサービス計画の見直しを行っていく。

関係機関との連携

- 障害のあるこどもの発達支援は、こども本人が支援の輪の中心となり、様々な関係者や関係機関(※)が関与して行われる必要があり、これらの関係者や関係機関は連携を密にし、適切に情報を共有することにより、障害のあるこどもに対する理解を深めることが必要。
※ 市町村、医療機関、学校等、他の放課後等デイサービスや児童発達支援事業所、放課後児童クラブ等、こども家庭センターや児童相談所、(自立支援)協議会等
- セルフプランにより複数の事業所等を利用することもについては、適切な障害児支援の利用の観点から、利用する全ての事業所間において、こどもの状態や支援状況の共有等を行うなど、特に連携を図ることが重要。

組織運営管理

- **自己評価**については、**従業者評価**及び**保護者評価**を踏まえ、**全職員による共通理解**の下で、事業所全体として行う必要がある。
- **総合的な支援の推進**と**事業所等が提供する支援の見える化**を図るため、**5領域との関連性を明確にした事業所等における支援の実施に関する計画(支援プログラム)**を作成する必要がある。

衛生管理・安全管理対策等

- 衛生管理:感染症対応として、対策を検討する**委員会**の定期的な開催や、**指針**の整備、**研修や訓練**の定期的な実施、**業務継続計画(BCP)**の策定が必要。
- 非常災害対策:非常災害に備えて、消火設備等の必要な**設備**、**具体的計画**の作成や周知、定期的な**避難訓練**、**事業継続計画(BCP)**の策定が必要。市町村が作成する個別避難計画への協力(計画作成に当たっては、こどもの状況等をよく把握している相談支援事業所等の参画が想定されることから、当該相談支援事業所等との間で災害時の対応について意思疎通を図っておくこと)も重要。
- 安全管理対策:**安全計画**の策定、事故発生時の**都道府県・市町村・家族等への報告**、緊急時における対応方法についての**マニュアル**の策定・訓練、**救急対応**に関する知識と技術の習得が必要。

権利擁護

- **虐待防止委員会**の定期的な開催やその結果の職員への**周知徹底**、職員に対する**研修の定期的な実施**やこれらの措置を適切に実施するための**担当者の配置**が必要。
- **身体拘束等の適正化を図る措置**(①身体拘束等の記録、②身体拘束適正化検討委員会の定期開催、③指針の整備、④研修の実施)を講じる必要。

保育所等訪問支援ガイドライン(令和6年7月)(概要版①)

ガイドライン策定の背景

- 平成24年の児童福祉法改正以降、身近な地域で障害児通所支援を受けることができる環境は大きく改善した一方、インクルージョンの取組は十分に推進されてきたとは必ずしも言えない状況にある。
- 令和3年から令和5年にかけてとりまとめられた各種報告書や、令和4年の児童福祉法改正により児童発達支援センターが地域の障害児支援の中核的役割を担うことが明確化されたこと、令和5年度のこども家庭庁創設によりこども施策全体の中で障害児支援を進めることとされたこと等を踏まえ、支援の質の確保及びその向上をより一層図るため、保育所等訪問支援の内容を示し、一定の質を担保するための全国共通の枠組みとして、新たにガイドラインを策定。

ガイドラインの目的

- 保育所等訪問支援について、障害のあるこどもやその家族に対して質の高い支援を提供するため、保育所等訪問支援の内容や運営及びこれに関連する事項を定めるもの。

こども施策の基本理念

- 全てのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと。
- 全てのこどもは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること。
- 年齢や発達の程度により、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会の様々な活動に参加できること。
- 全てのこどもは年齢や発達の程度に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって最もよいことが優先して考えられること。
- 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、家庭と同様の環境が確保されること。
- 家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること。

障害児支援の基本理念

- 障害の特性を踏まえたニーズに応じた発達支援の提供(こどものウェルビーイングの向上、エンパワメントを前提とした支援)
- 合理的配慮の提供(社会的なバリアを取り除くための対話・検討)
- 家族支援の提供(家族のウェルビーイングの向上、エンパワメントを前提とした支援)
- 地域社会への参加・包摂(インクルージョン)の推進(一般のこども施策との併行利用や移行に向けた支援、地域で暮らす他のこどもとの交流などの取組)
- 事業所や関係機関と連携した切れ目のない支援の提供(関係機関や関係者の連携による切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築)

保育所等訪問支援の役割

- 保育所・幼稚園・認定こども園、小学校・中学校・高等学校、特別支援学校、乳児院、児童養護施設、放課後児童クラブ(以下「保育所等」という。)など、こどもが集団生活を営む施設を訪問し、集団生活への適応のために専門的な支援を行うこと。

保育所等訪問支援の目標

- | | |
|--|--------------------------|
| ○ こどもの集団生活への適応とこどもの育ちの充実 | ○ 訪問先施設への支援を通じたこどもの育ちの安定 |
| ○ 成長を喜びあえる土台作りと家族への支援を通じたこどもの暮らしや育ちの安定 | ○ 保育所等における全てのこどもの育ちの保障 |

保育所等訪問支援の方法

- **こどもや家族への面談**や**訪問先施設への訪問**等による**アセスメント**により把握したニーズに基づき、訪問日の日程調整を行った上で、保育所等を**訪問**し、こどもの様子を丁寧に**観察**し、**こども本人に対する支援**(集団生活への適応や日常生活動作の支援など)や**訪問先施設の職員に対する支援**(こどもへの理解や特性を踏まえた関わり方の伝達など)、**支援後のカンファレンス等におけるフィードバック**(支援の対象となるこどものニーズや今後の支援の進め方など)を提供することを通じて、こどもの**集団生活への適応を支援**するとともに、こどもの**特性を踏まえた関わり方や環境の調整**などについて助言していく。
- こどもは家庭や地域社会における生活を通じて、様々な体験等を積み重ねながら育っていくことが重要であり、訪問支援の実施後は、**家族への報告**を行い、家庭生活において、支援の内容を踏まえたこどもとの関わり方の改善や環境の調整等を促していくとともに、こどもの育ちや家庭の生活の支援に関わる**地域の様々な関係者や関係機関と連携**して支援を進めていくことが重要。

保育所等訪問支援ガイドライン(令和6年7月)(概要版②)

保育所等訪問支援の内容

①こども本人に対する支援

こどもが集団生活の場で安全・安心に過ごすことができるよう、**訪問先施設における生活の流れの中で、集団生活への適応や日常生活動作の支援**を行うこと

②訪問先施設の職員に対する支援

訪問先施設のこどもに対する支援力を向上させることができるよう、**こどもの発達段階や特性の理解を促すとともに、こどもの発達段階や特性を踏まえた関わり方や訪問先施設の環境等について助言**を行うこと

③家族支援

家族が安心して子育てを行うとともに、安心してこどもを保育所等に通わせることができるよう、保護者に対し、**訪問先施設におけるこどもの様子や、訪問先施設の職員のこどもへの関わり方**などを含め、提供した保育所等訪問支援の内容を伝えること

保育所等訪問支援の流れ

- 障害児相談支援事業所が、障害児支援利用計画を作成し、その後、児童発達支援管理責任者が、障害児支援利用計画における総合的な援助の方針等を踏まえ、保育所等訪問支援計画を作成し、これに基づき支援が提供される。
- 児童発達支援管理責任者は、保育所等訪問支援を利用するこどもと家族のニーズを適切に把握し、保育所等訪問支援が提供すべき支援の内容を踏まえて保育所等訪問支援計画を作成し(**将来に対する見通しを持ち、こどもや保護者の意思の尊重、こどもの最善の利益の優先考慮の観点**を踏まえて作成)、全ての職員が保育所等訪問支援計画に基づいた支援を行っていけるように調整する。作成した保育所等訪問支援計画は、障害児相談支援事業所へ交付する。
- 保育所等訪問支援計画の「支援目標」及び「支援内容」については、保育所等訪問支援そのものがインクルージョンを推進するものであることを踏まえ、こどもが訪問先施設での生活に適応し、**今の生活と将来の生活の両方を充実**させていく観点から組み立てていく必要がある。
- 保育所等訪問支援計画は、概ね6か月に1回以上モニタリングを行うこととなっており、モニタリングの結果に基づき、保育所等訪問支援計画の見直しを行っていく。

関係機関との連携

- 障害のあるこどもの発達支援は、こども本人を支援の輪の中心として考え、様々な関係者や関係機関(※)が関与して行われる必要があり、これらの関係者や関係機関は連携を密にし、適切に情報を共有することにより、障害のあるこどもに対する理解を深めることが必要。
※ 訪問先施設、市町村、児童発達支援センター、児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所、こども家庭センターや児童相談所、(自立支援)協議会、類似事業(地域障害児支援体制強化事業や障害児等療育支援事業)の実施機関等
- セルフプランにより複数の事業所等を利用するこどもについては、適切な障害児支援の利用の観点から、利用する全ての事業所間において、こどもの状態や支援状況の共有等を行うなど、特に連携を図ることが重要。

組織運営管理

- **自己評価**については、**従業者評価、保護者評価及び訪問先施設評価**を踏まえ、**全職員による共通理解の下**で、事業所全体として行う必要がある。

衛生管理・安全管理対策等

- 訪問先施設に滞在する間は、訪問先施設の定める運営規程等に従うことが必要であり、事前に訪問先施設に確認の上、ルールやマニュアル等も確認し、訪問する職員に周知徹底しておくことが必要。
- 衛生管理:感染症対応として、対策を検討する**委員会**の定期的な開催や、**指針**の整備、**研修や訓練**の定期的な実施、**業務継続計画(BCP)**の策定が必要。
- 安全管理対策:**安全計画**の策定・訪問先施設との共有、事故発生時の**都道府県・市町村・家族等への報告**、訪問先施設における事故発生時の**対応方法の事前確認**が必要。

権利擁護

- **虐待防止委員会**の定期的な開催やその結果の職員への**周知徹底**、職員に対する**研修の定期的な実施**やこれらの措置を適切に実施するための**担当者の配置**が必要。
- **身体拘束等の適正化を図る措置**(①身体拘束等の記録、②身体拘束適正化検討委員会の定期開催、③指針の整備、④研修の実施)を講じる必要。

発達支援の「役割」@児発ガイドライン

(1)	児童発達支援の役割	○ 主に就学前の障害のあるこども又はその可能性のあるこどもに対し、個々の障害の状態及や発達の状況、障害の特性等に応じた発達上のニーズに合わせて本人への発達支援(本人支援)を行うほか、こどもの発達の基盤となる家族への支援(家族支援)を行うこと。 ○ 全てのこどもが共に成長できるよう、障害のあるこどもが、可能な限り、地域の保育、教育等を受けられるように支援(移行支援)を行うほか、こどもや家庭に関わる関係機関と連携を図りながら、こどもや家族を包括的に支援(地域支援・地域連携)していくこと。
(2)	児童発達支援センターの中核的役割	○ 地域の障害児支援の中核的役割を担う機関として、(1)の役割に加えて、自治体や、障害福祉・母子保健・医療・子育て支援・教育・社会的養護など、こどもの育ちや家庭の生活に関わる様々な分野の関係機関との連携を進め、地域の支援体制の構築を図っていくこと。

発達支援の「目標」@児発ガイドライン

こどもが充実した毎日を過ごし、望ましい未来を作り出し、**ウェルビーイングを実現していく力の基礎を培うことが重要**であることから、以下を目標として支援を提供していくことが必要である。

○ アタッチメントの形成とこどもの育ちの充実 ← 本人支援

乳幼児期は、障害の有無にかかわらず、こどもの生涯にわたる人間形成にとって極めて重要な時期であることから、安定したアタッチメント（愛着）を形成していくこと。

将来のこどもの発達・成長の姿を見通しながら、日常生活や社会生活を円滑に営めるよう、障害の状態や発達の状況、障害の特性等に応じ、様々な遊びや多様な体験活動の機会を提供することを通じて、こどもの自尊心や主体性を育てつつ、発達上のニーズに合わせて、こどもの育ちの充実を図ること。

○ 家族への支援を通じたこどもの暮らしや育ちの安定 ← 家族支援

こどもの家族の意向を受け止め、こどもと家族の安定した関係に配慮し、きょうだいを含めた家族をトータルに支援していくことを通じて、こどもの暮らしや育ちを支えること。ことができる基盤を作っていくこと。

○ こどもと地域のつながりの実現 ← 地域連携・支援、移行支援

こどもや家族の意向を踏まえながら、保育所、認定こども園、幼稚園等との併行利用や移行を推進していくとともに、地域との交流を図るなど、地域において全てのこどもが共に成長できるよう支援することを通して、こどもと地域のつながりを作っていくこと。

○ 地域で安心して暮らすことができる基盤づくりの推進

← 地域づくり支援

こどもの育ちや家庭の生活の支援に関わる地域の関係機関や他の事業所等との連携を通じて、こどものライフステージや家庭の状況に応じて、切れ目のない一貫した支援を提供することにより、こどもと家族が包括的に支えられ、地域で安心して暮らすことができる基盤を作っていくこと。

発達支援の「方法」@児発ガイドライン

こどもの発達の過程や障害の特性等に応じた発達上のニーズ等を丁寧に把握し理解した上で、全てのこどもに総合的な支援を提供することを基本としつつ、こどもの発達段階や特性など、個々のニーズに応じて、特定の領域に重点を置いた支援を組み合わせるなど、包括的かつ丁寧にオーダーメイドの支援を行っていくことが重要

■ こどもの発達の過程や障害特性に応じた発達のニーズ等の把握

本人支援の5領域（「健康・生活」、「運動・感覚」、「認知・行動」、「言語・コミュニケーション」、「人間関係・社会性」）の視点等を踏まえたアセスメントを行うことが必要

■ 総合的な支援

個々のこどもに応じた、生活や遊び等の中での、5領域の視点を網羅したオーダーメイドの支援

■ 特定の領域に重点を置いた支援

5領域の視点を網羅した支援（総合的な支援）を行うことに加え、理学療法士等の有する専門性に基づきアセスメントを行い、計画的及び個別・集中的に行う、5領域のうち特定（又は複数）の領域に重点を置いた支援

○ こどもは家庭や地域社会における生活を通じて、様々な体験等を積み重ねながら育っていくことが重要であることから、上記の「本人支援」に加え、「家族支援」、「移行支援」、「地域支援・地域連携」もあわせて行われることが基本である。

発達支援の「内容」@児発ガイドライン

■ 本人支援

実際の支援場面においては、下記の要素を取り入れながら、こどもの支援ニーズや、現在と当面の生活の状況等を踏まえて、**こどもの育ち全体に必要な支援を組み立てていく**必要がある

■ 5領域

健康・生活

- 健康状態の維持・改善
- 生活習慣や生活リズムの形成
- 基本的生活スキルの獲得

運動・感覚

- 姿勢と運動・動作の基本的技能の向上
- 姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用
- 身体の移動能力の向上
- 保有する感覚の活用
- 感覚の補助及び代行手段の活用
- 感覚の特性への対応

認知・行動

- 認知の特性についての理解と対応
- 対象や外部環境の適切な認知と適切な行動の習得(感覚の活用や認知機能の発達、知覚から行動への認知過程の発達、認知や行動の手掛かりとなる概念の形成)
- 行動障害への予防及び対応

言語・コミュニケーション

- コミュニケーションの基礎的能力の向上
- 言語の受容と表出
- 言語の形成と活用
- 人との相互作用によるコミュニケーション能力の獲得
- コミュニケーション手段の選択と活用
- 状況に応じたコミュニケーション等

人間関係・社会性

- アタッチメント(愛着)の形成と安定
- 遊びを通じた社会性の発達
- 自己の理解と行動の調整
- 仲間づくりと集団への参加

■ 障害特性に応じた配慮事項

視覚障害、聴覚障害、知的障害、発達障害、精神的な強い不安等、場面緘黙(選択性かん黙)、肢体不自由、病弱・身体虚弱、医療的ケア、重症心身障害、複数の種類の障害、強度行動障害、高次脳機能障害など、それぞれの障害特性や状態等に応じて必要な配慮を行うことが必要。

各指針及び要領と発達支援ガイドライン

保育所保育指針

認定こども園
教育・保育要領

幼稚園教育要領

児童発達支援
ガイドライン

放課後等デイ
ガイドライン

第2章 児童発達支援の
提供すべき支援

・保育所等との連携及び
移行支援を行うために、
保育所保育指針(平成20
年厚生労働省告示第141
号。以下「保育所保育指
針」という。)の「養護」
のねらい及び内容を理解
する。

・幼稚園教育要領、特別
支援学校幼稚部教育要領
及び幼保連携型認定こど
も園教育・保育要領のね
らい及び内容についても
理解し、支援に当たるこ
とが重要である

環境を通した教育

遊びを通した指導

こどもにかかわる内容の指標として

「保育」の5領域

「健康」「人間関係」「環境」
「言葉」「表現」

幼児期の終わりまでに
育ってほしい姿

こどもを総合的にとらえ、支援する視点として

「発達支援」の5領域

「健康・生活」「運動・感覚」
「認知・行動」「言語・コミュニケーション」
「人間関係・社会性」

個別支援計画の作成

支援計画に基づいた支援

「5領域」という表現は同じ

1 障害児通所（入所）支援 の立ち位置

- 発達過程において関係する機関の変化や障害児通所支援が関わるタイミングを再確認する
- （家庭等の諸事情により、発達途上の段階で関わる障害児入所支援について知る）
- 親の気づきや受容過程と障害児通所支援がかかわる事ができる時期
- 18才まで変化し続ける環境 と 関連機関（移行支援と連携）
- 障害児通所支援がもつべき役割と相談支援専門員との協働
- （障害児入所施設の見発管が意識しておくこどもの将来像とビジョン）

継続的な連携や素地づくりには地域体制が不可欠 「特別な支援が必要なこども」を支える体制は？

受容の過程

喜び・不安



気づき



疑い・否定



告知



包容・受容



伴走・共創



見守り

一般子育て の域

健診後の要観察 の域

要フォロー導入 の域

発達支援導入 の域

発達支援 の域

障害福祉サービスの域

こども支援センター

子ども・子育て会議
要保護児童対策調整機関

要保護児童対策地域協議会

自立支援協議会

障害児通所支援の立ち位置と責任

(参考例) 入所経緯

入所するこども達は…

児童相談所の決定により入所する

◆措置入所…児童相談所長の権限に置いて措置

◆契約入所…児童相談所による受給者証発行により契約

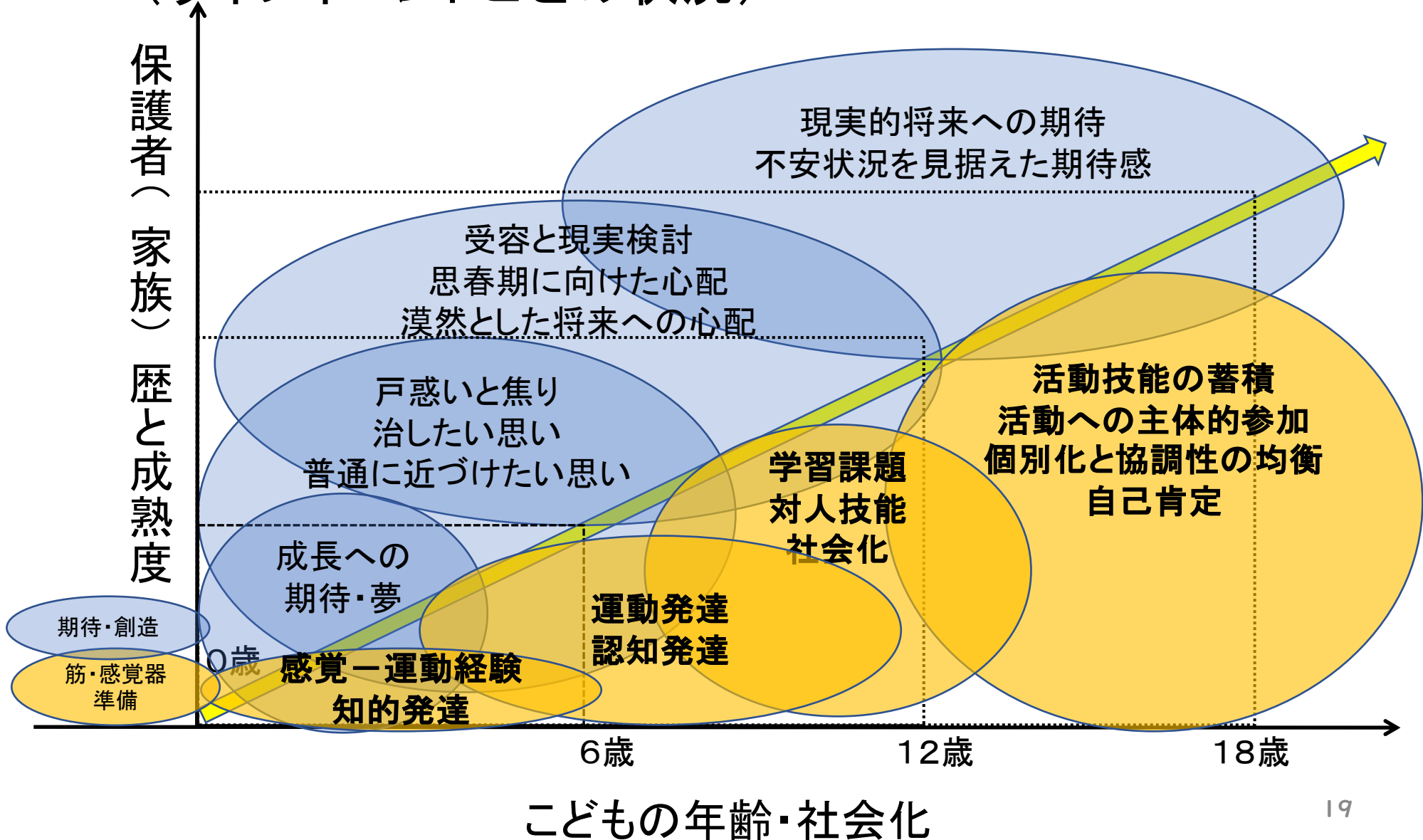
【入所の流れ】

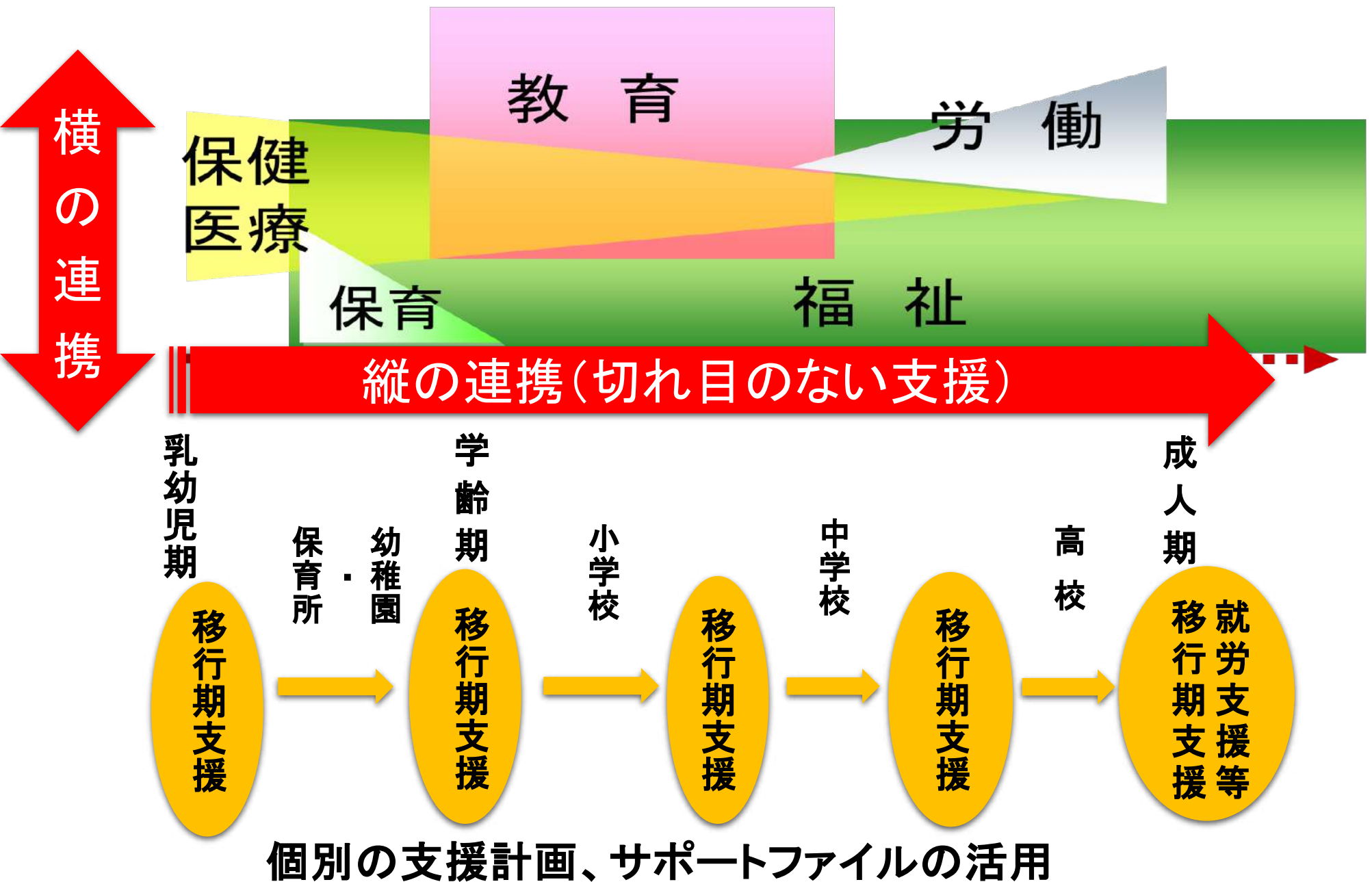
措置 … 児童相談所からの相談 → 一時保護委託 → 体験 → 相互確認 → 入所
契約 … (相談支援、子育て支援課等) (短期入所) (入所同意)

この前段として児童相談所内で…

- ① 家庭対応可能かの判断 (一時保護所)
- ② 「措置」「契約」の判断
- ③ 里親、施設入所 (養護施設、障害児施設) を判断 (心理判定等)
- ④ 入所打診

こどもと親の状況を把握しよう
こどもの発達¹の連続性と保護者²の変化
(ライフイベントごとの状況)



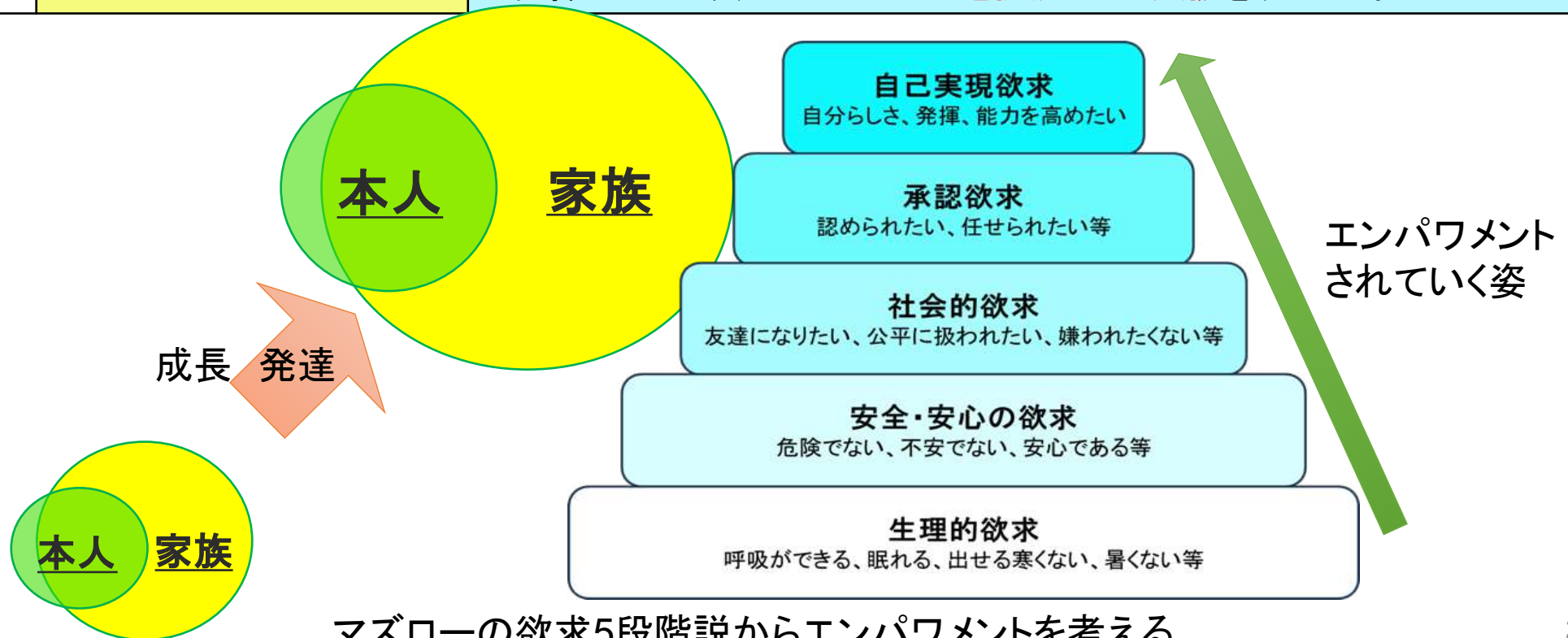


障害児通所支援の基本理念(ガイドライン詳細版より)

1	障害の特性を踏まえたニーズに応じた発達支援の提供	○ こどもの発達全般や障害の特性・行動の特性等を理解し、こどものウェルビーイングの向上につながるよう、必要な発達支援を提供すること。 ○ こどもの特性に合わない環境や不適切な働きかけにより二次障害が生じる場合があることを理解した上で支援を提供するとともに、こども自身が内在的に持つ力を発揮できるよう、エンパワメントを前提とした支援をすること。
2	合理的配慮の提供	○ 障害のあるこどもや保護者と対話を重ね、物理的な環境や意思疎通、ルールや慣行など、何が障害のあるこどもの活動を制限する社会的なバリアとなっているのか、また、それを取り除くために必要な対応はどのようなものがあるか、などについて検討していくこと。
3	家族支援の提供	○ 家族の支援にあたっても、こどもの支援と同様、家族のウェルビーイングの向上につながるよう取り組んでいくこと。家族自身が内在的に持つ力を発揮できるよう、エンパワメントを前提とした支援をすること。
4	地域社会への参加・包摂(インクルージョン)の推進	○ 障害児支援だけでなく、こども施策全体の中での連続性を意識し、こどもの育ちと個別のニーズを共に保障した上で、インクルージョン推進の観点を常に持ちながら、こどもや家族の意向も踏まえ、保育所、認定こども園、幼稚園、放課後児童クラブ等の一般のこども施策との併行利用や移行に向けた支援や、地域で暮らす他のこどもとの交流などの取組を進めていくこと。
5	事業所や関係機関と連携した切れ目ない支援の提供	○ こどものライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、社会的養護、就労支援等の関係機関や障害当事者団体を含む関係者が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図ること。

障害児通所支援の基本理念(ガイドライン詳細版より)

1	障害の特性を踏まえたニーズに応じた発達支援の提供	○ こどもの発達全般や障害の特性・行動の特性等を理解し、こどものウェルビーイングの向上につながるよう、必要な発達支援を提供すること。 ○ こどもの特性に合わない環境や不適切な働きかけにより二次障害が生じる場合があることを理解した上で支援を提供するとともに、こども自身が内在的に持つ力を発揮できるよう、エンパワメントを前提とした支援をすること。
3	家族支援の提供	○ 家族の支援にあたっても、こどもの支援と同様、家族のウェルビーイングの向上につながるよう取り組んでいくこと。家族自身が内在的に持つ力を発揮できるよう、エンパワメントを前提とした支援をすること。



障害児通所支援の基本理念（ガイドライン詳細版より）

2	合理的配慮の提供	○ 障害のある子どもや保護者と対話を重ね、物理的な環境や意思疎通、ルールや慣行など、何が障害のある子どもの活動を制限する 社会的なバリア となっているのか、また、それを 取り除くために必要な対応 はどのようなものがあるか、などについて検討していくこと。
---	----------	--

できる
できない

- それのみの判断は不適切

なんでできた！
どうすればやれる！
どうすればできる！
• PDCAサイクルで探る

その配慮は可能！？

その配慮はどうすれば可能！？

- 具体的環境を踏まえる
- 多くのアイデアを提案
- クラスメイトからのアイデアも活用

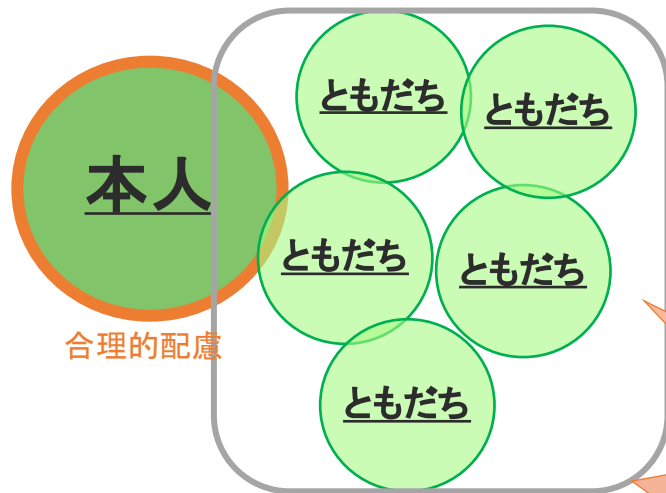
障害児通所支援の基本理念（ガイドライン詳細版より）

4

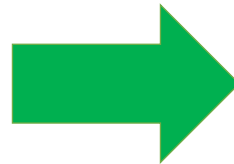
地域社会への参加・包摂
（インクルージョン）の推進

○ 障害児支援だけでなく、こども施策全体の中での連続性を意識し、こどもの育ちと個別のニーズを共に保障した上で、インクルージョン推進の観点
を常を持ちながら、こどもや家族の意向も踏まえ、保育所、認定こども園、
幼稚園、放課後児童クラブ等の**一般のこども施策との併行利用や移行
に向けた支援や、地域で暮らす他のこどもとの交流などの取組**を進めて
いくこと。

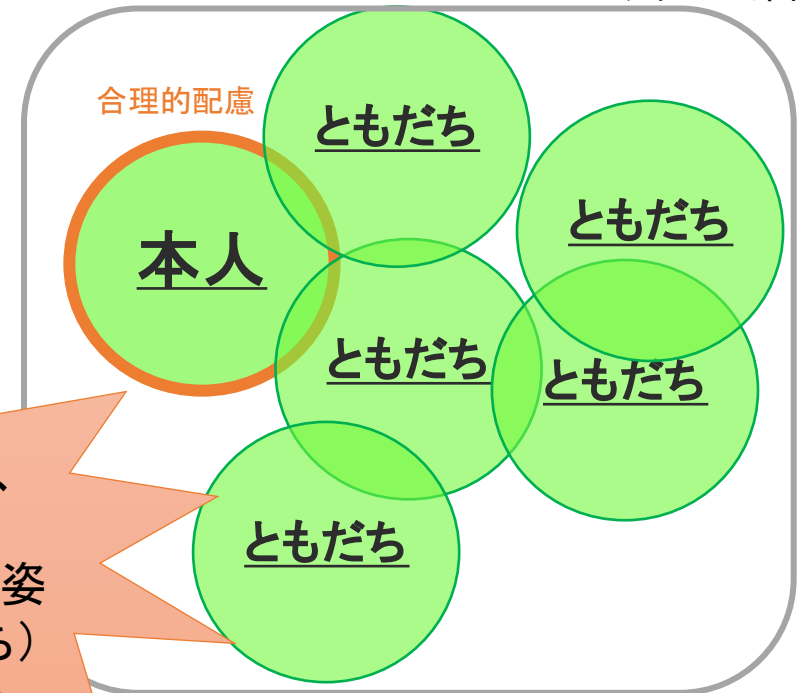
クラスや集団



場所の共有のみ
時間の共有のみ



クラスや集団



場所と時間と経験の共有
心の交流

目指すべきは、
こども同士が
友に過ごし育つ姿
（対等なともだち）

障害児通所支援の基本理念(ガイドライン詳細版より)

5	事業所や関係機関と連携した切れ目ない支援の提供	○ こどものライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、社会的養護、就労支援等の 関係機関 や障害当事者団体を含む 関係者 が 連携 を図り、 切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築 を図ること。
---	-------------------------	---

今の体制は先輩方の声のもとに成り立っている。

その子への取り組みは、その時に解決されないかもしれない。しかし、必ず後輩のためになる。

家族は、親は、きょうだいは、その子の育ちに大きな影響を与える。しかし、親は、子どもを育てながら親になる。その時々の子育てで精一杯ともいえる。振りかえる余裕がでたとき、子どもは育っている。

私たちは、そんな家族と向き合っている。

・10年後の6歳のこどもの育ち、学び、生活も大切

と 今の6歳のこどもの10年後の姿も大切

・10年後の12歳のこどもの育ち、学び、生活 も大切

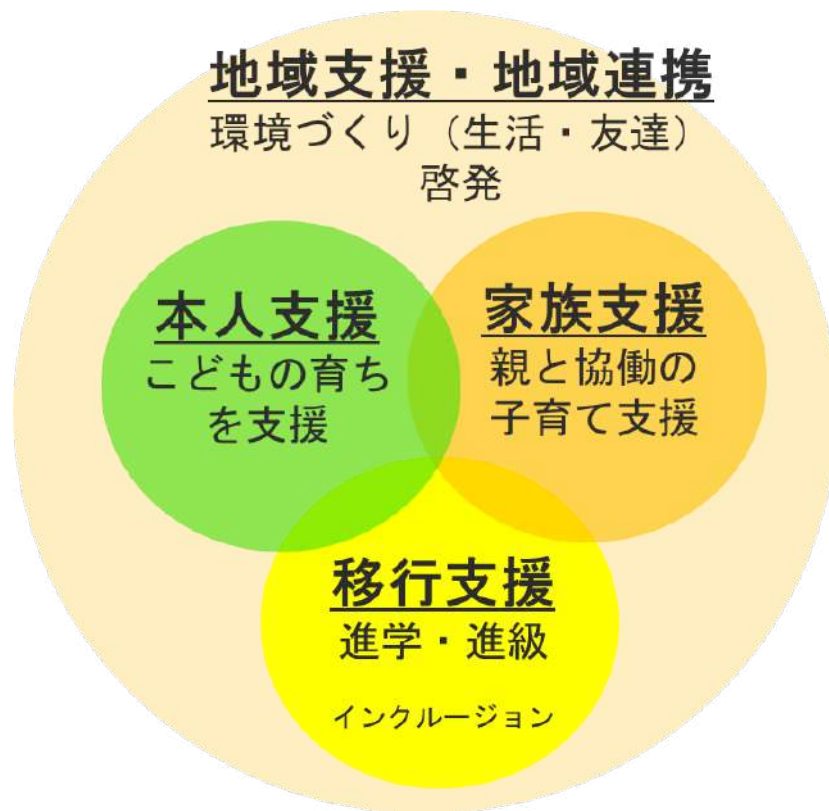
と 今の12歳のこどもの10年後の姿も大切

小さなことでも、地道なことでも、地域支援、地域連携は、未来に生きる

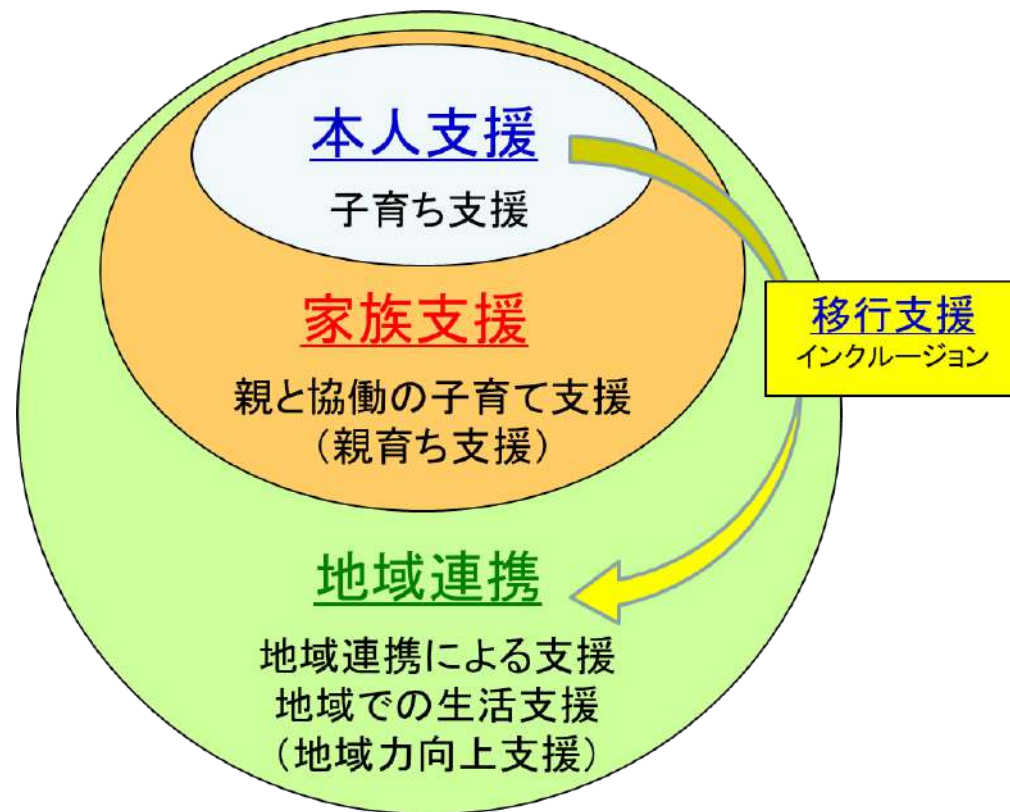
2 児童期の支援に関する 基本的視点

- 児童期に大切な支援の視点を再確認する
 - 発達支援(狭義の発達支援と生活支援)
 - 移行支援
 - ü 【縦の移行】毎年度おとずれる進学進級
 - ü 【横の移行】活用資源の拡大や連携
 - 家族支援(子どもの成長発達と家族、保護者 への支援、きょうだ₂₆いや家族の存在)
 - 地域支援・地域連携(関係機関の把握と調整、役割分担)

意識すべきは 4つの支援内容

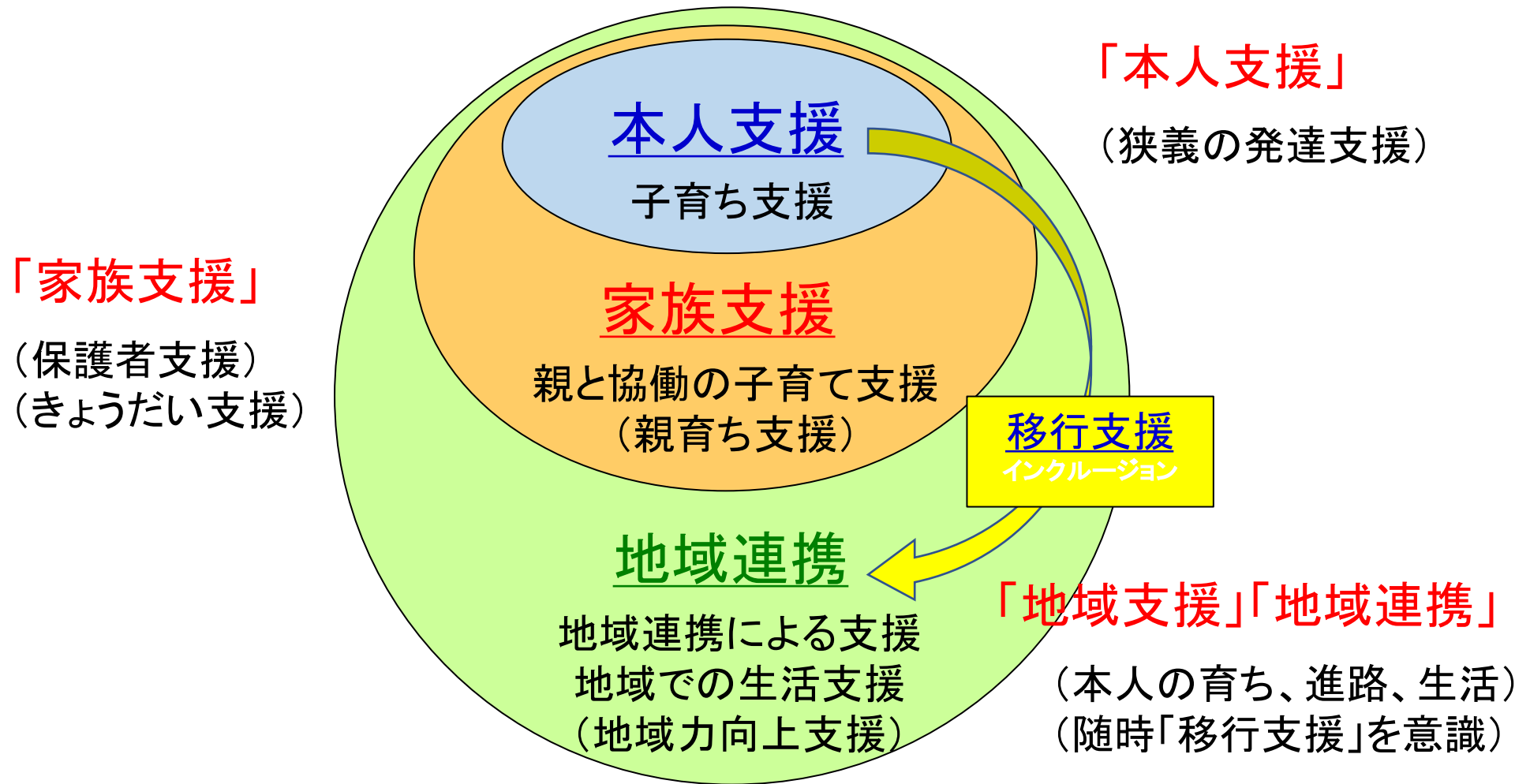


展開すべきは こどもを中心に据えた支援



発達支援(広義)の「3本柱」

※ 発達支援(広義)は、3層構造である



「3本柱」は、個別支援計画に盛り込まれるべき視点である

養育者・支援者の の関わり

太陽

温かな見守り

水やり・肥料

身の回りの世話
衣食住の提供
遊びの提供...

「発達支援の5領域」
は、根～花・実まで
を網羅している

こどもの育ち

花・実

学力・知能のほか
生きる力等の獲得

枝・枝分れした葉

様々な能力の吸収
(発達の詳細分化へ)

幹

心の力

(非認知能力のもと)
探索・意欲・好奇心等

根

アタッチメント
安定した生活、情緒

(1) 本人支援 (狭義の発達支援)

成長・発達の軸

○こども期はそもそも心身ともに成長・発達する(大人との違い)

- ・発達段階に即して、様々な体験や遊び・学びを通して生きるために必要な力(思考やスキル等)を習得する存在
- ・未学習、誤学習が生じやすい(それ故大人は先回りしやすい)
⇒子どもたちに様々な体験・経験をさせて上げる必要がある
そこには安全・安心をベースに、好奇心を掻き立てられる遊びがあり、試行錯誤も含めて保障して上げる必要がある
- ・成長・発達段階に発現する特徴的な行動がある(例:第二次性徴、反抗期(=主張期)など)
- ・成長・発達段階に応じて獲得すべき発達課題があり、また習得期(臨界期)もある

○「上(高次)への伸び」は支援者側が引き上げるものではなく、子ども自身が主体的に伸びていくものであるという認識が必要である。支援者ができることは、子どもが現在の状態で興味を持って取り組める体験・経験などの幅やレパートリーを「広げる」ことに尽きる。だから、生活の組立や遊び(玩具を含む)の提供、大人も楽しめている関わりが重要になる。

○支援が必要な子どもたちは習得・定着に困難を抱えており、困難を軽減させてあげる必要があるが、本人の疾病や特性を軽減させるのではなく(中には本人が習得することで結果的に軽減するものもある)、基本的には環境側が子どもが疾病や特性があっても取り組みやすいよう生活や遊びを調整・整備する必要がある。

環境は、こどもの主体性を発動させるものであり、我々の関わりも含めて工夫していく努力が必要である。

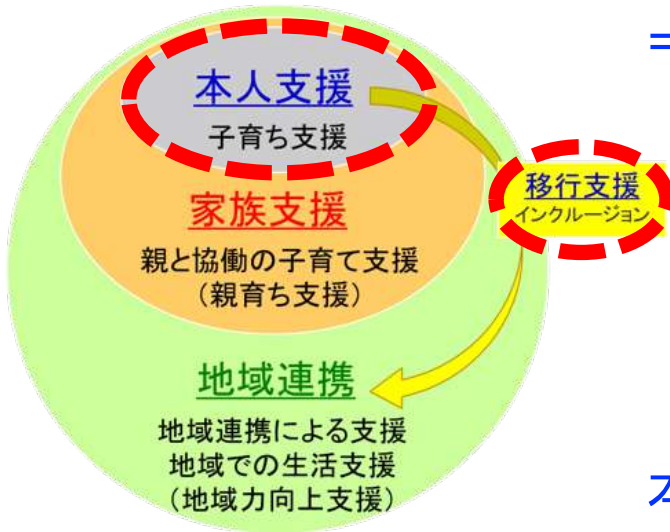
キーワードは「楽しい」「おもしろい」「やってみたい」「分かりやすい(分かる)」「配慮された」「安心・安全」な環境である。

○だから、現状に関するアセスメントが重要となる。発達段階に応じた芽生え反応を含む興味・関心の方向性の把握とともに、困難さに配慮するために欠かせない障害や特性、発達段階の適切なアセスメントが必要である。

⇒ 広くアセスメントできていますか？

⇒ アセスメントで、苦手・困難・できていない所をピックアップして、伸ばそうとする支援をしていますか？

発達支援（本人支援）と移行支援



⇒「本人支援」は、狭義の発達支援である。
障害児通所支援において、「本人支援」は外すことができない機能である。
また、「移行支援」は、毎年度ごとに就園、就学、進級、進学等の機会がある児童期の支援の特徴特徴として常に意識しておく必要がある。

本人支援の提供にあたって、

『総合的』にこどもを捉えるために、発達支援の5領域を踏まえつつ、必要な視点を加える

『発達の視点』（伸びゆく、伸ばしていく支援）

『特性の理解と配慮』

（成長・発達のための環境側の合理的配慮の視点）

『発達評価』と『見立て』

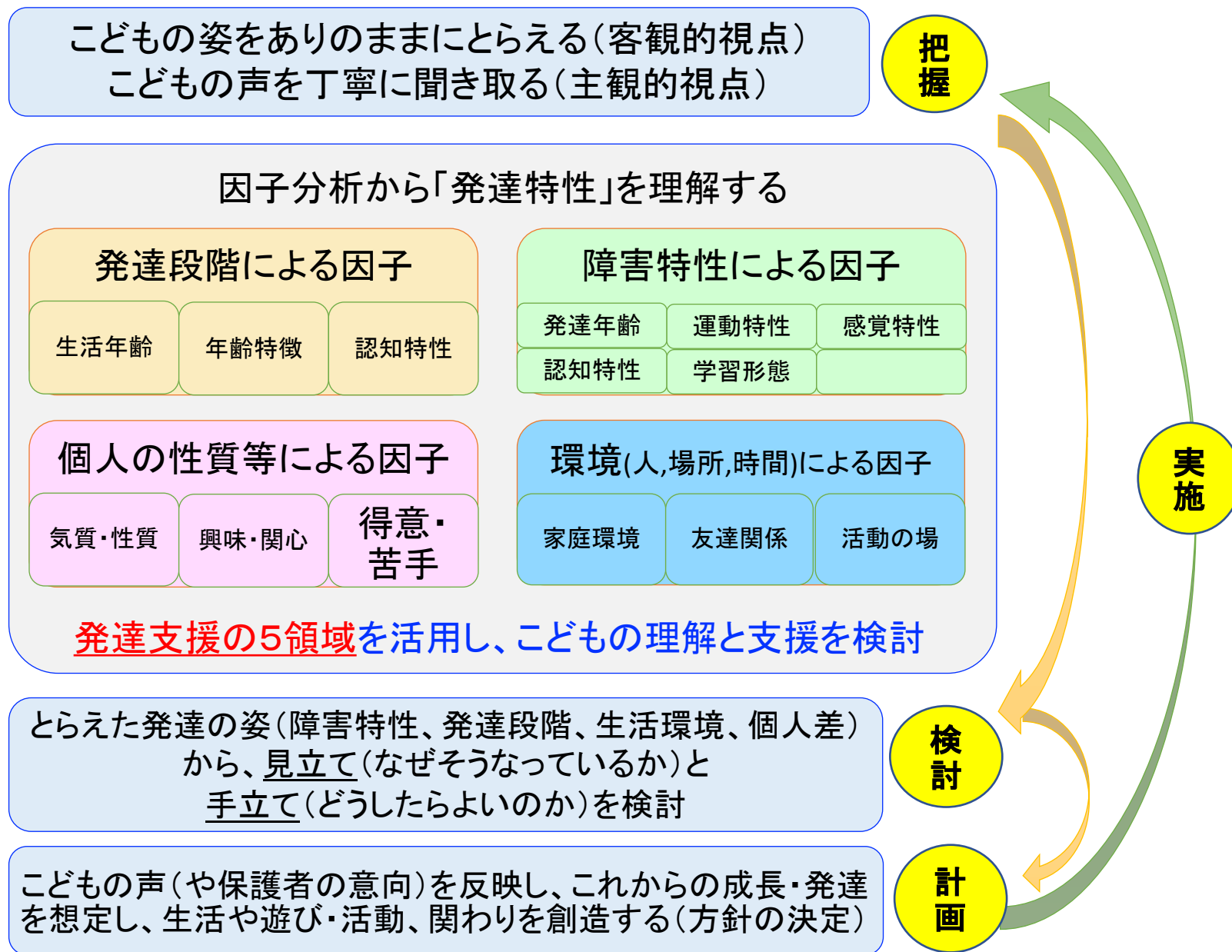
『手立ての選択』

に関する知識が必要である

⇒支援提供に際しては、

『生活』『遊び』『休息』『養護』等を取り入れて提供されるものである。

② こどもの発達支援の検討プロセス



(意図をもって過「こす」と自然とPDCAサイクルが生じる)
毎回の支援でも、一年間の関わりでもこのプロセスを繰り返す

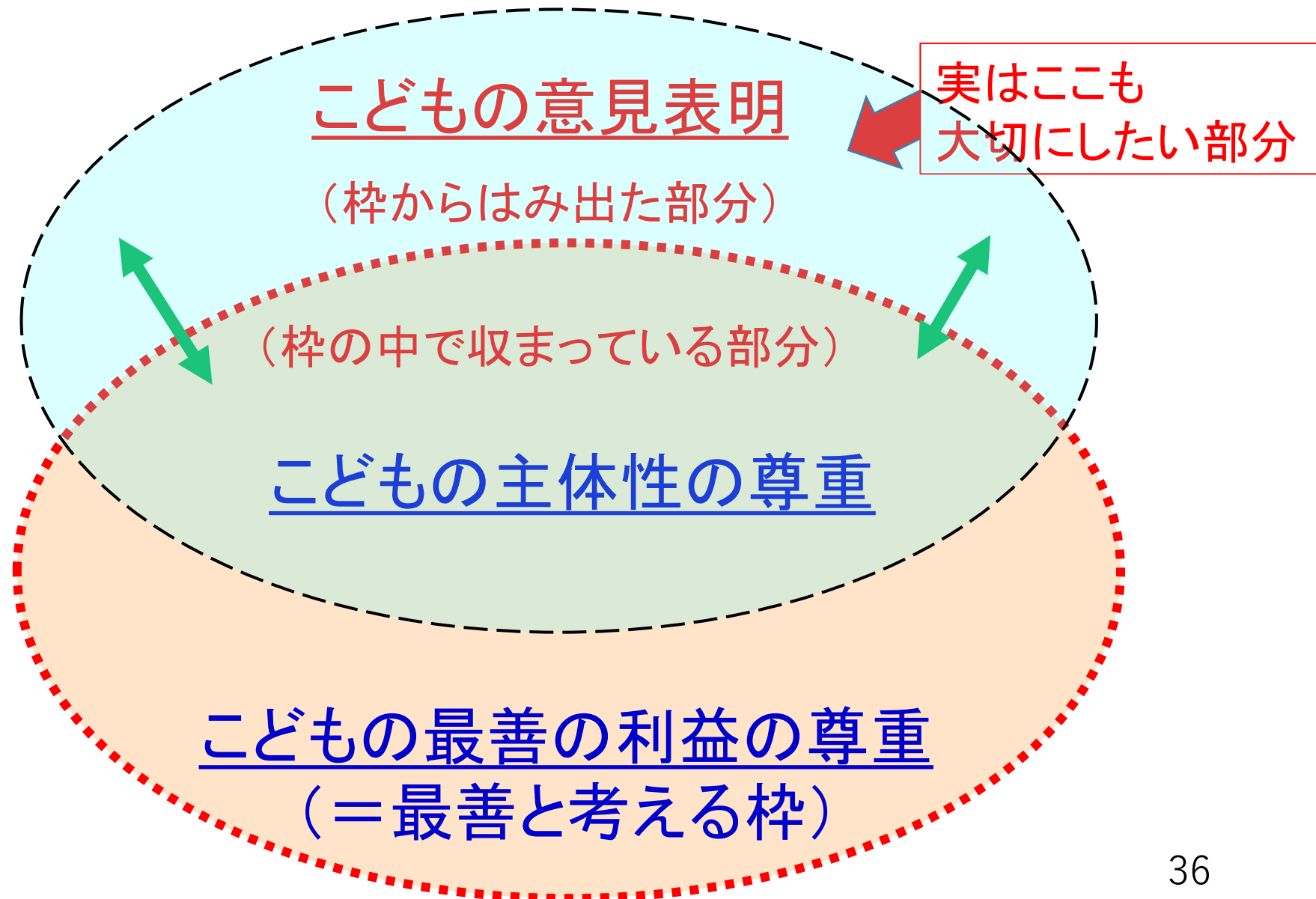
障害児通所支援による 子どもへの関わりに不可欠な視点(知識)

⇒ **多面的**に見れる感性の基盤

- 疾患や状態(診断、特徴、禁忌、予後等)に関すること
- 成長(年齢、体の大きさ、手足の長さ、食事の量等)に関すること
- 運動発達(筋肉の緊張、動き滑らかさ、パワー等)に関すること
- 感覚(好む感覚、苦手な感覚、鋭い感覚、鈍い感覚等)に関すること
- 知能や学習(好きな遊び、得意な遊び、好きな教科、苦手な教科等)に関すること
- 子どもと集団(誰と遊ぶ、どんな友達とどのように遊ぶ、つるむ等)に関すること
- 子どもの思いに関すること

⇒ **複合的**に関われる関係機関とのつながり

こどもの「主体性」と「最善の利益」の関係



児童発達支援又は放課後等デイサービスで 提供される支援方法のポイント

	児童発達支援	放課後等デイサービス
	こどもの発達の過程や障害の特性等に応じた発達上のニーズ等を丁寧に把握し理解した上で、全てのこどもに 総合的な支援を提供することを基本 としつつ、こどもの発達段階や特性など、個々のニーズに応じて、 特定の領域に重点を置いた支援を組み合わせる など、包括的かつ丁寧にオーダーメイドの支援を行っていくことが重要である。	それぞれの時期の こどもの発達の過程や特性等に応じた発達上のニーズ、 適応行動の状況や特に配慮が必要な事項等を丁寧に把握し理解した上で 、放課後等デイサービスを利用する全てのこどもをありのままに受け止めて、 こどもが自分らしく過ごせる場であるという安全・安心の土台の上で 、総合的な支援を提供することを基本としつつ、こどもの発達段階や特性など、 個々のニーズに応じて、特定の領域に重点を置いた支援を組み合わせる など、包括的かつ丁寧にオーダーメイドの支援を行っていくことが重要である。
こどもの発達の過程や障害特性に応じた発達上のニーズ等の把握	本人支援の 5領域 (「健康・生活」、「運動・感覚」、「認知・行動」、「言語・コミュニケーション」、「人間関係・社会性」) の視点等を踏まえたアセスメント を行うことが必要	こどもの発達の過程や特性等に応じた、発達上のニーズの把握に当たっては、本人支援の 5領域 (「健康・生活」、「運動・感覚」、「認知・行動」、「言語・コミュニケーション」、「人間関係・社会性」) の視点等を踏まえたアセスメント を行うことが必要である。
総合的な支援	個々のこどもに応じた、生活や遊び等の中での、 5領域の視点を網羅したオーダーメイドの支援	総合的な支援とは、本人支援の 5領域の視点等を踏まえたアセスメントを行った上で 、生活や遊び等の中で、 5領域の視点を網羅した個々のこどもに応じたオーダーメイドの支援が行われる ものである。
特定の領域に重点を置いた支援	本人支援の5領域の視点等を踏まえたアセスメントを行った上で 、その視点を網羅した支援(総合的な支援)を行うことに加え、理学療法士等の有する専門性に基づきアセスメントを行い、計画的及び個別・集中的に行う、 5領域のうち特定(又は複数)の領域に重点を置いた支援 が計画的及び個別・集中的に行われるものであり、一対一による個別支援だけでなく、個々のニーズに応じた配慮がされた上で、小集団等で行われる支援も含まれるものである。	

支援方法は、支援者の一方的な提供（おしつけ）であってはならない。

また、こどもの成長や将来をイメージしてかかわるものでなければならない。

発達支援の5領域の内容比較

	児童発達支援	放課後等デイサービス
健康・生活	○健康状態の維持・改善 ○生活習慣や生活リズムの形成 ○基本的生活スキルの獲得	○健康状態の維持・改善 ○生活習慣や生活リズムの形成 ○基本的生活スキルの獲得 ○生活におけるマネジメントスキルの育成
運動・感覚	○姿勢と運動・動作の基本的技能の向上 ○姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用 ○身体の移動能力の向上 ○保有する感覚の活用 ○感覚の補助及び代行手段の活用 ○感覚の特性への対応	○姿勢と運動・動作の基本的技能の向上 ○姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用 ○身体の移動能力の向上 ○保有する感覚の活用 ○感覚の特性への対応 等
認知・行動	○認知の特性についての理解と対応 ○対象や外部環境の適切な認知と適切な行動の習得(感覚の活用や認知機能の発達、知覚から行動への認知過程の発達、認知や行動の手掛かりとなる概念の形成) ○行動障害への予防及び対応	○認知の特性についての理解と対応 ○対象や外部環境の適切な認知と適切な行動の習得 ○行動障害への予防及び対応等

児童発達支援

放課後等デイサービス

言語・ コミュニケーション

- コミュニケーションの基礎的能力の向上
- 言語の受容と表出
- 言語の形成と活用
- 人との相互作用によるコミュニケーション能力の獲得
- コミュニケーション手段の選択と活用
- 状況に応じたコミュニケーション 等

- コミュニケーションの基礎的能力の向上
- 言語の受容と表出

- コミュニケーション手段の選択と活用
- 状況に応じたコミュニケーション 等

人間関係・社会性

○アタッチメント(愛着)の形成と安定

- 遊びを通じた社会性の発達
- 自己の理解と行動の調整
- 仲間づくりと集団への参加

○情緒の安定

○他者との関わり(人間関係)の形成

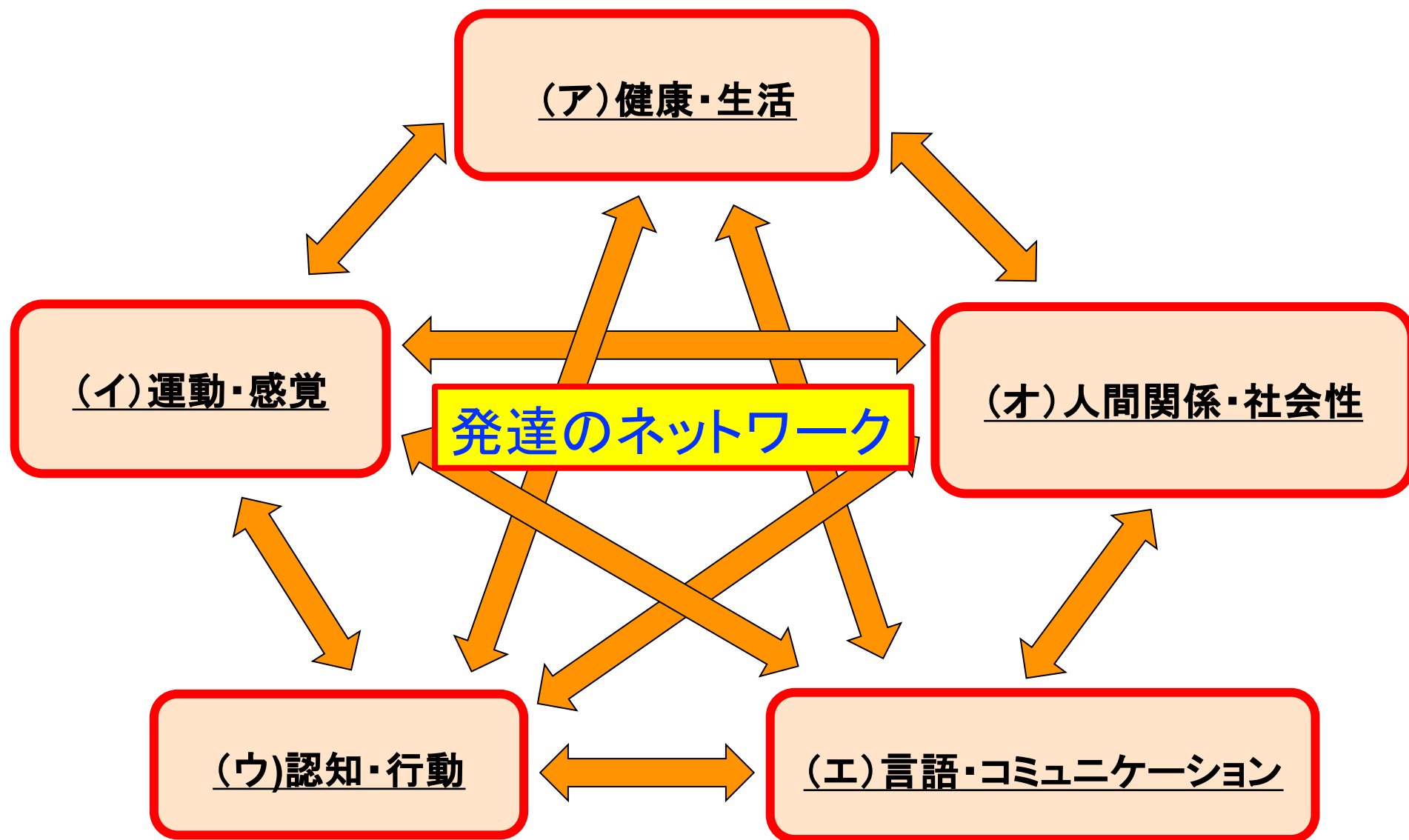
- 遊びを通じた社会性の発達
- 自己の理解と行動の調整
- 仲間づくりと集団への参加

⇒「発達」は、混沌とした未分化の状態から、徐々に分化していくものであり、
始めから「5領域」に分かれているわけではない。

(保育では、乳幼児期は「養護」(生命の維持・情緒の安定)を大切としていることを勘案
すれば、まずは「健康・生活」「人間関係」を優先することが考えられる)

(アタッチメントは親子間だけでなく、支援者との間でも成立させることが大切⇒ラポール)

発達支援の5領域は相互に関連・連動している



障害種別、特性に応じた必要な配慮の提供(合理的配慮)を行うとともに

支援に際し、ライフステージの留意事項

おおむね
6歳～8歳
(小学校低学
年)

- こどもは学校生活の中で、読み書きや計算の基本的技能を習得し、日常生活に必要な概念を学習し、係や当番等の社会的役割を担う中で、自らの成長を自覚していく。一方で、同時にまだ解決できない課題にも直面し、他者と自己とを比較し、葛藤も経験する。
- 遊び自体の楽しさの一致によって群れ集う集団構成が変化し、そこから仲間関係や友達関係に発展することがある。ただし、遊びへの参加がその時の気分に大きく影響されるなど、幼児的な発達の特徴も残している。
- ものや人に対する興味が広がり、遊びの種類も多様になっていき、好奇心や興味が先に立って行動することが多い。
- 大人に見守られることで、努力し、課題を達成し、自信を深めていくことができる。その後の時期と比べると、大人の評価に依存した時期である。

おおむね
9歳～10歳
(小学校中学
年)

- 論理的な思考や抽象的な言語を用いた思考が始まる。道徳的な判断も、結果だけに注目するのではなく、動機を考慮し始める。また、お金の役割等の社会の仕組みについても理解し始める。
- 遊びに必要な身体的技能がより高まる。
- 同年代の集団や仲間を好み、大人に頼らずに活動しようとする。他者の視線や評価に一層敏感になる。
- 言語や思考、人格等のこどもの発達諸領域における質的变化として表れる「9、10歳の節」と呼ばれる大きな変化を伴っており、特有の内面的な葛藤がもたらされる。この時期に自己の多様な可能性を確信することは、発達上重要なことである。

おおむね
11歳～12歳
(小学校高学
年)

- 学校内外の生活を通じて、様々な知識が広がっていく。また、自らの得意不得意を知るようになる。
- 日常生活に必要な様々な概念を理解し、ある程度、計画性のある生活を営めるようになる。
- 大人から一層自立的になり、少人数の仲間で「秘密の世界」を共有する。友情が芽生え、個人的な関係を大切にするようになる。
- 身体面において第2次性徴が見られ、思春期・青年期の発達的特徴が芽生える。しかし、性的発達には個人差が大きく、身体的発育に心理的発達が伴わない場合もある。
- 個々のこどもの性的な発達段階や性への興味・関心に応じ、心や身体の発育や発達に関して正しく理解することができるよう、性に関して学ぶ機会を多く作ることが重要である。

おおむね
13歳以降
(思春期)

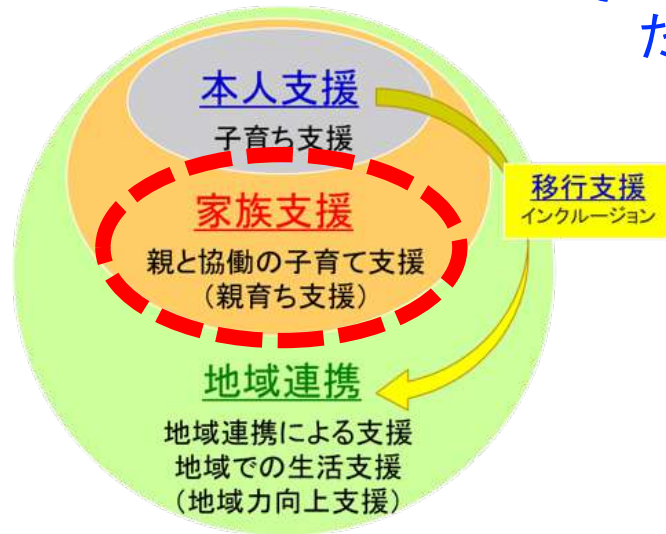
- 思春期は、こどもから大人へと心身ともに変化していく大切な時期であり、第二次性徴などの身体的変化や精神的変化に戸惑いを感じる時期である。こうした戸惑いと親からの自立を目指した一連の動きは、反抗的あるいは攻撃的な態度として表れることも多く、家族を含め周囲の大人の対応によっては情緒的・精神的に不安定となる危険性がある。
- この時期、共通の立場にある仲間とお互いに共感し心を通じ合わせることで、危機を乗り越えていくことも可能となる。
- 一方で、同じ年齢や同性の仲間との間に生じるストレスや心理的ショックなどが「劣等感」となって定着してしまうこともある。
- 思春期前に培われた自己有能感を基盤として、大人とだけではなく仲間との関係性も重視し、進学や就労など次のステージに向かう力が生まれるようにサポートすることが求められる。
- 個々のこどもの性的な発達段階や性への興味・関心に応じ、心や身体の発育や発達に関する正しい理解をもとに適切な行動をとることができるよう、性に関して学ぶ機会を多く作ることが重要である。

(2) 家族支援

(養育者、きょうだい)

家族支援

⇒障害児通所支援では、家族支援を行う必要がある。
その提供にあたっては、対象児童の発達支援を中心に据えた「家族支援」に主眼をおくものである。



『養育者』は、こどもの成長・発達の基礎
保護者の特徴とこどもの『特性』に配慮
(保護者が実現可能な助言、子育てに添った助言)
『本人ときょうだい』
(こどもの成長・発達を加速)

⇒『育児への傾聴』 的確な『現状確認』
養育者の現状に添った『手立ての選択』
に関する知識が必要である。

『きょうだい関係の把握』

⇒支援提供に際しては、
『家庭の生活状況(時間、場所、人数)』に配慮し、
『育児』『子育て』の充実や軽減を想定して提供されるべきである。

⇒「地域連携」「地域支援」を意識してアプローチ
(養育者の孤立、きょうだい児の負担増等を引き起こさない)

保護者の障害受容

「わが子の障害の受容」と「障害のあるわが子の受容」

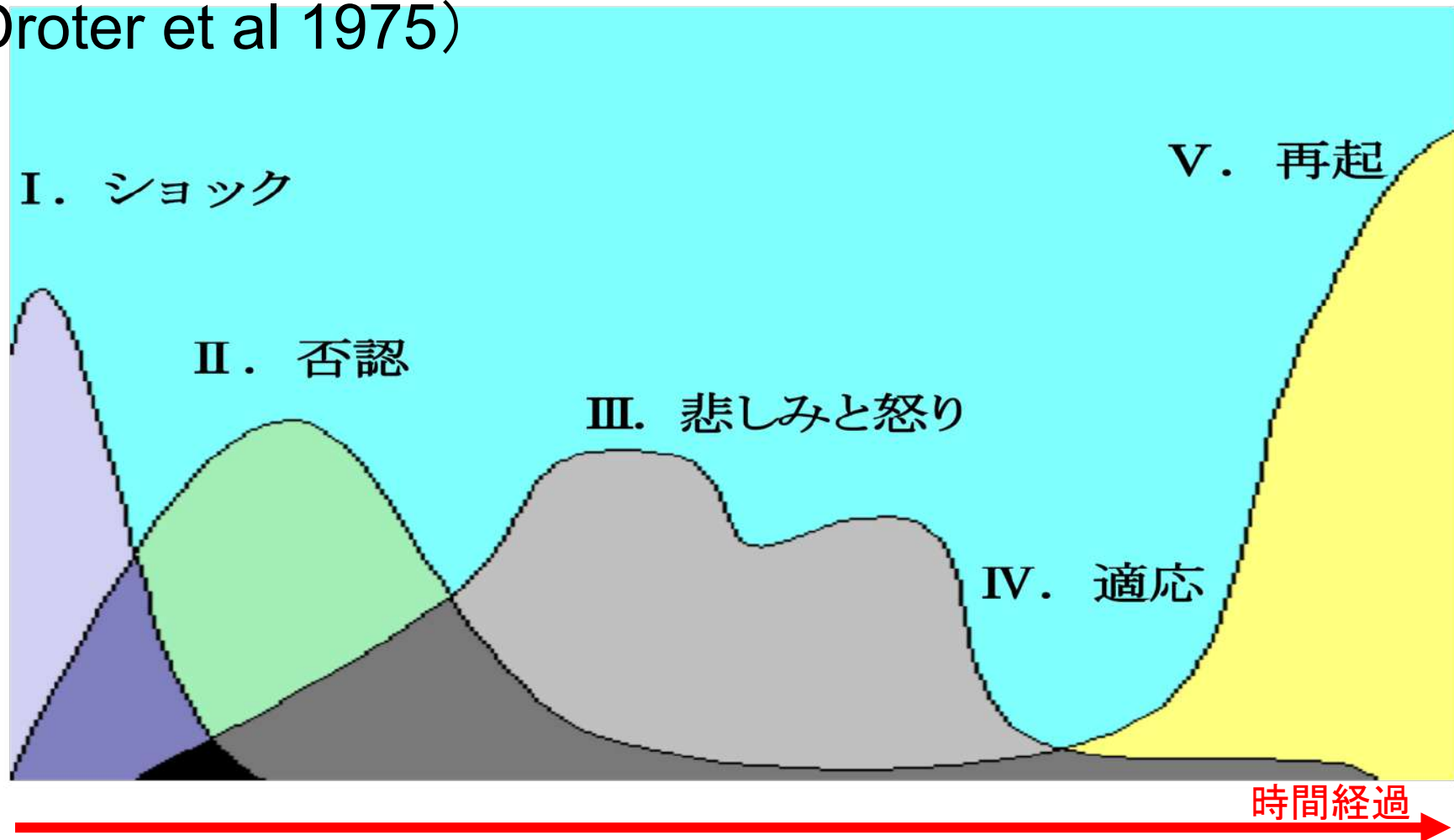


その障害の発見時期、その重さ、診断内容により大きく異なる

- ・子どもの発達、成長とともに緩やかに子どもの姿を受け止めていく
- ・子どもへの発達支援の確実性、信頼性が受容過程を側面的に支える

親の不安を受け止める、理解する
親の受容能力に合わせた具体的な助言

障害受容過程の段階的モデル (Droter et al 1975)



障害児の誕生は「健全な子どもの」の喪失

単なる喪失ではない: ・育てなければならない子どもの存在

・育てようとする親性の芽生え

慢性的悲哀の特徴(中田)

1. 障害のような終結することがない状況では、悲哀や悲嘆が常に内面に存在する
2. 悲哀は表面にいつも現れているわけではなく、時々再起するか周期的に再燃する
3. 慢性的悲哀は問題の悪化だけでなく、家族のライフサイクルで起きる普通の出来事、たとえば就学、就職、結婚、転勤、老齢化などがきっかけとなることが多い
4. 慢性的悲哀が表面化するときには、喪失感、否認、失望、落胆、恐れ、怒りなど障害受容の段階的モデルの感情や状態と同じ反応が再起する



段階的モデル



慢性的悲哀

螺旋形モデル

障害の否定と肯定の共存(中田)



障害の認識の過程で家族には障害を認める気持ち(肯定)と障害を否定する気持ちの両方がある。

この両面感情は、表裏の色の違うリボンを巻き取って螺旋に伸ばしたり縮めたりしたときのように、状況によって現れ方が変わる。

家族が子どもの障害を肯定しているようでも、内面では障害を否定する心情が存在し、家族が障害を否定しているようでも、それは障害を認め受け入れようとする過程と考えるべきであろう。

障害受容の過程は、螺旋階段を昇る人の姿が見え隠れするように外側からは全貌がつかめないものだろう。

「障害受容」論の統合と保護者支援への応用

1. 障害告知は、保護者に精神的衝撃と悲哀を与え、その回復には一定の期間が必要である
2. 回復し表面では適応していても、悲哀が常に内面にあり、状況によって再燃する
3. 人生の価値に対する質的な変革が生じるのは、慢性的悲哀を通して家族がいくども心痛を経験し、また、幾度もそれを自らの努力で克服するからである
4. 子どもの障害を認めることが困難な家族においては、慢性的悲哀は子どもの障害の否認として専門家には受け止められる。しかし、親が障害をはじめて知った時に生じる否認と同じように、それを自然な反応として考えるべきである
5. 障害受容は、本来個人的体験であり、障害を受容するか否かは個人の主体性に委ねるべき問題である

⇒「障害」を育てにくさや子育ての不安・しづらさなどに置換して支援に活用

家族との取り組み

家族支援の最終目的は、
当事者であるこどもの育ちの充実です。

- 繋がることの大切さ
 - 継続的なこどもとの関わりを維持するための信頼
- 繋げることの大切さ
 - ピア（同属性のある）家族との接点
- 個々の充実の大切さ
 - 親、きょうだいそれぞれの生活や人生

基本的考え方

- **こどものアセスメントならびに支援の実際に基づき、家族ができることを助言する**
(家庭で取り組みやすい場面や方法・工夫等)
- **出来るだけ正確で確かな情報を伝える**
(今使えるサービス、将来的に使えるサービス等)
- **家族のがんばり、工夫、育児・子育ての楽しさに共感する**
(適切な関わり方法を伝え、成功場面を増やし褒める)
- **家族が、仲間と出会うことを助ける**
(同属性の集団、先輩を紹介する)
- **関係者同士が、情報の共有や引き継ぎをしっかりと行う**

保護者や家族の存在と理解

- 家族は、子どもの育ちに大きな影響を与える
- 親は、子どもを育てながら親になる
 - その時々の子育てで精一杯
 - 振りかえる余裕がでたとき、子どもは育っている

年取って、毎日、大反省の日々

しかし、「過ぎた時間は仕方がない。それなりに頑張った」と自己肯定
「これからの生き方が大切だ！」と自身を鼓舞する日々

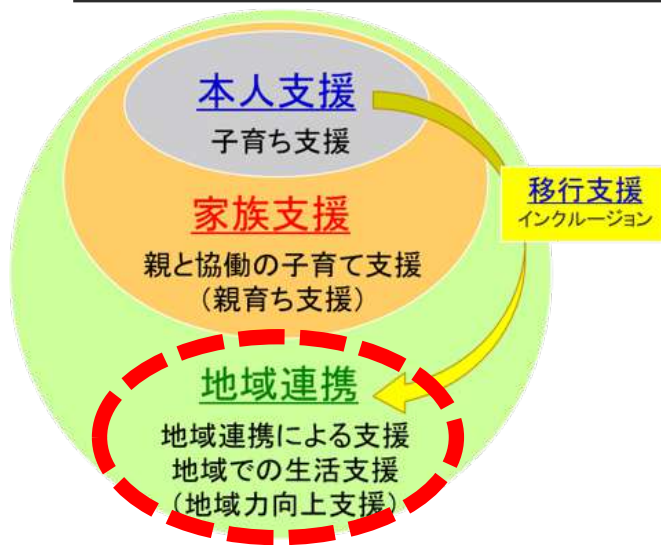
子どもが、いくつになっても、いつまでも、親は親

心配させて、心配かけて、悩ませて、アイデアを提供して、手を施して、…
最後は一緒に笑い飛ばす

子どもの頃にしかできない！！（親にも臨界期があるかも）

(3) 地域連携 ・ 地域支援

地域連携、地域支援



⇒ 「地域支援」「地域連携」は、こどもとその家族が、安心して生活するために不可欠である。

こどもが地域の一員として、生活できるように関係者の日々のコミュニケーションが重要

『地域との関係づくり』 『地域との協働』

『所属機関との連携』

保育所や幼稚園、学校などこどもが主に過ごす場所、担任との接点を持つ。

(こどもが安心して過ごせるために)

『友達関係の把握』

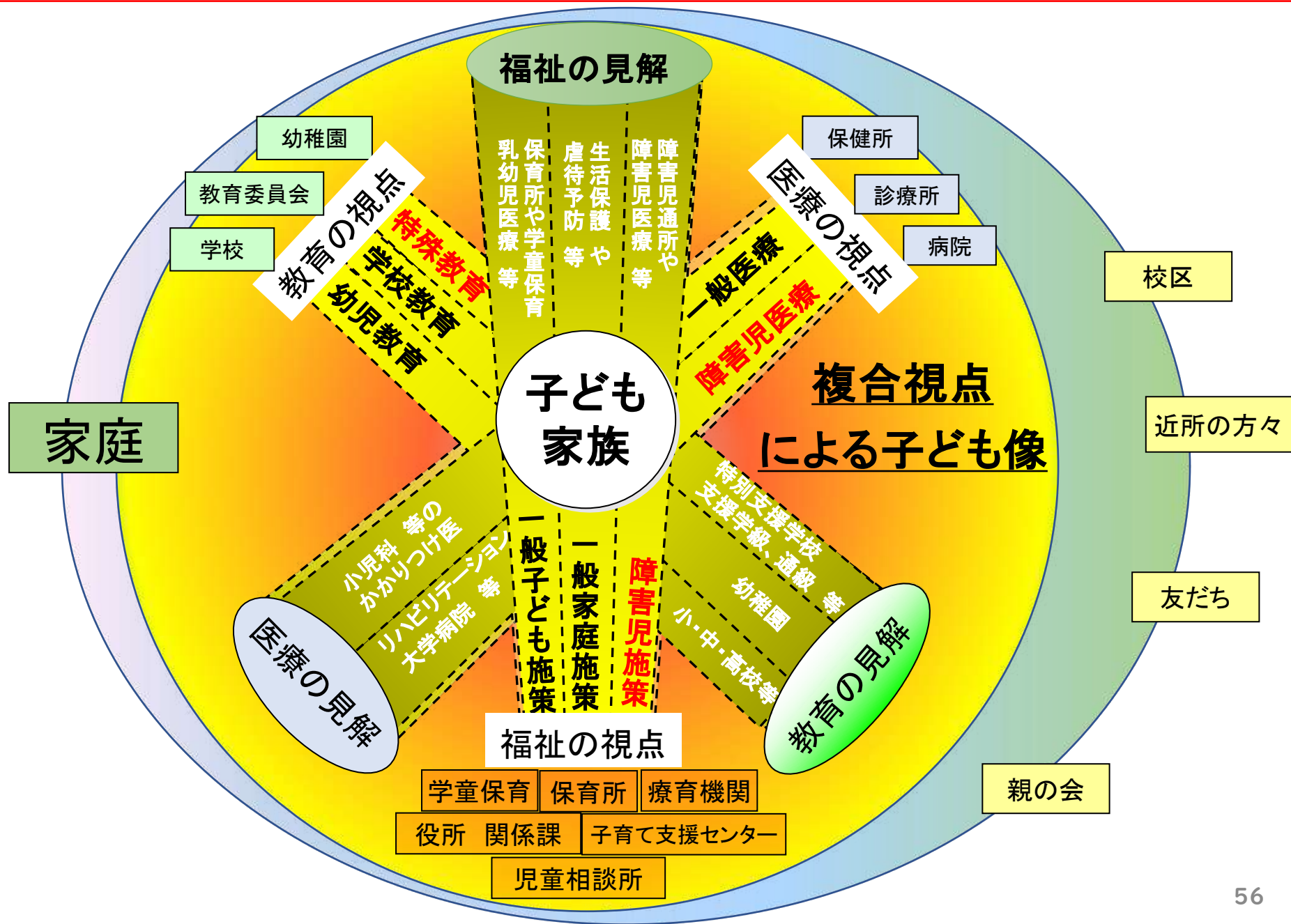
(友は、最大の発達促進剤)

『行政機関との連携』

障害福祉関連だけでなく、子育て支援関連部署との連携が重要。

⇒ 「移行支援」は、就学、進学、就職などの大きなイベントのみでなく、進級などの劇的な環境変化は毎年起こる。

様々な機関と連携して多面的な視点で子ども像を浮き彫りにする



関係者同士が、情報の共有や引き継ぎ

- **運動・感覚・行動・情動・認知の特性に関する情報の引き継ぎ**
検査結果、遅れ／特異性、強み／弱み、年齢経過による変化
- **個別支援計画の引き継ぎ**
ニーズの整理、長期・短期目標、達成状況、
保護者満足度、新たな課題の整理へ
- **支援の方法及び内容の引き継ぎ**
計画に基づく日々の支援の具体的内容(教材、声掛け等)
- **保護者と話し合ってきたことの引き継ぎ**
生育歴(子の育ちの特徴、苦労してきたこと)
提供された情報(健診、医療機関受診、相談経緯)
家族(父・母、祖父母、兄弟等)の思いや不安 周囲の環境
- **地域関係機関の情報の引き継ぎ**
利用頻度、担当者、情報共有の方法、役割分担など

※ 情報の共有は、本人もしくは保護者の確認のもと行う必要がある。したがって、本人ならびに保護者が同席する支援会議の場で協議することが望ましい

3 子どものライフステージと支援

子どものライフステージと支援

- 児童期のライフステージとその時期のイベントを再確認する。
 - 乳幼児期、学童期、思春期、青年期について再確認
 - 育児、就園、就学、進級、進学、卒業、就職等について考える。
- 本人だけでなく、保護者にとってもライフイベント。意識も変わる。

ライフステージを通して(意識して)発達を支援する

- ・それぞれのステージにおける早期発見・早期対応
- ・将来の自立に向けて、学童期、思春期・青年期の発達支援の重要性

子どもの状況を把握

学校、教師との連携



知的機能の水準
認知、行動の特性
学習の特性
興味や関心の対象

学校での具体的な支援への対応

二次障害を防ぐ



自尊感情を高める
自分のよさに気づく

自己理解を深めるための支援

ライフステージと各時期の中心的な課題（障害児・者の例）

胎生期		胎生期における母親の不安への支援	
新生児期（おおよそ2 か月まで）		先天性障害の告知とフォロー、治療・訓練の方針提示、家族への支援	
乳児期（主として0～3歳未満）		健康診査後のフォロー、家庭における子育て、機能訓練、豊かな感覚的な遊びの体験、親子療育の開始、家族の障害受容のための支援	
幼児期	前期（主として3歳～5歳未満）	発達段階に応じた遊びを通した達成感の経験、集団での療育、地域の集団への参加の可能性、子どもに応じた複数の発達アセスメント	
	後期（主として5歳～就学まで）	就学に向けての支援、豊かな遊びを通した対人関係の構築と生活体験の広がり	
学童期（主として就学～12歳まで）		能力に応じた臨機応変かつ適切な教育の提供、将来に向けて必要な生活体験、性教育、意思表示及び意思表明の機会、進学に向けた支援	卒業後に向けた就労体験生活体験、移行支援
思春期（主として13歳～17歳）			
青年期	前期（主として18～20歳）	地域・就労定着支援、本人のストレングスを活かした本格的な相談支援の開始	
	後期（主として20歳代）	余暇・休日の過ごし方、適切な就労先の見直し、一人暮らしへの支援、本格的な意思決定支援の開始及び自己決定された暮らしの提供	
成人期	前期（主として30～40歳代）	地域のイベントへの参加、地域での居場所づくり、趣味を増やすための支援	
	中期（主として50歳代～65歳未満）	体力と本人の意欲に応じた生活の見直し、高齢期に向けた準備、保護者が後期高齢の年齢になっていることへの対応	
	後期（主として65歳以上）	介護との連携、自己決定された暮らしが継続されているかの ⁶⁰ チェック	

就学前のライフステージに沿った発達の特徴

支援の視点	(新生時期) ----→ 乳児期 —————→ 幼児前期 —————→ 幼児後期 —————→ (就学への移行)
発達	・快適な生活リズム、環境づくり ・子どもの成長のひとつ一つがイベント ・快適な生活リズム、環境づくり ・保育所などでの集団生活スタート ・基本的生活習慣が身につく ・自己表現方法の獲得 ・日常生活動作の確立 ・幼稚園などでの集団生活スタート ・自己主張 ・自己決定
親子関係 育児	・育児の具体的な手立ての模索と確立 ・保護者と本人の愛着形成 ・子どもとのスキンシップ ・子どもとの言語コミュニケーションの活性化 ・公園デビュー(我が子と他児との比較) ・子ども同士の遊びの見守り ・子どもの「いやいや」期の葛藤 ・親子分離時間の受入れ

児童発達支援・相談支援の支援機能(例)

支援の視点	(新生時期) ----> 乳児期 —————> 幼児前期 —————> 幼児後期 —————> (就学への移行)
発達支援	・快適な生活リズム、環境づくり(保護者の育児を積極的に伴走、誘導) ・正常発達の要素/障害特性の要素の見極め ・快適な生活リズム、環境の継続 ・基本的生活動作への協力と計画的かつ段階的獲得 ・保育所などの集団での課題の具体的な援助 ・自己表現方法の確認と肯定 ・生活年齢相応の日常生活動作への協力(都度見直し) ・意思表示の尊重 ・主張の肯定
家族支援 (保護者)	・育児の具体的な手立ての(模索)提供 ・スキンシップを重視した保護者と本人の愛着形成のための抱き方、関わり方の獲得 ・子どもとのコミュニケーション方法の強化と成功 ・我が子と他児との比較に関する心情の傾聴 ・子ども同士の遊びを見守れるトレーニング ・生活年齢と発達年齢の視点の整理 ・親子分離時間の設定
地域連携	・所在自治体の子育て支援関連(保健師、児童家庭相談員等)との連携 ・事業所と相談支援間の連携(支援開始当初は、保護者が揺れやすいので、密に) ・就園先との連絡手段の確立(相互のスタンスと役割の共有) ・就園先との情報交換(子どもの特徴、対応など具体的に、こまめに)

就学後のライフステージに沿った発達の特徴

支援の視点	学童期 → 思春期 → (成人への移行)
発達支援	・有能感(とりえ)の獲得 ・体験の積増しによる自己肯定感の育成(支援つきの試行錯誤等) ・自他比較 自己理解、他者理解 ・仲間形成 ・自己表現方法の獲得 ・自己コントロール(パニック時など)方法の獲得
ソーシャル スキル	・小集団における社会性の芽生え ・集団における行動スキルの獲得 ・個別のソーシャルスキルの獲得 ・個別のソーシャルスキルの実用化
余暇支援	・好きな遊びを見つける ・好きな遊びや活動に没頭する ・趣味や嗜好を広げる、深める ・趣味を確立する

放課後等デイサービス・相談支援の支援機能(例)

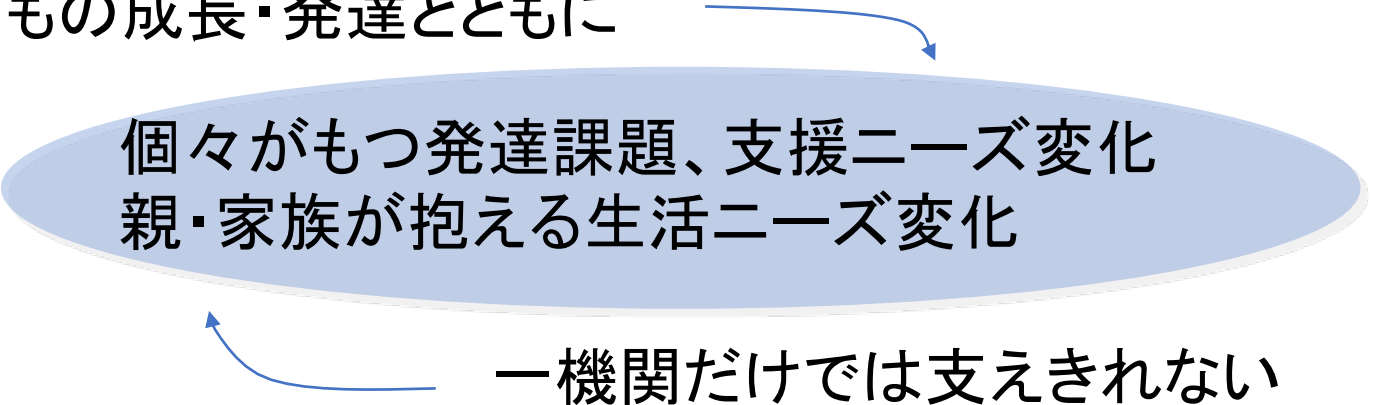
支援の視点	学童期 → 思春期 → (移行)
本人支援	・発達支援の継続(行動や情動の統制、支援環境＝合理的配慮) ・年齢に応じた遊びや交友関係の支援 ・障害特性に応じた個別の支援(二次障害予防、より豊かに生きる) ・本人の生活スタイルを見つける
家族支援	・子どもとの関わり方に関する専門的な助言 ・預かり、共に育むことで親の安心感に寄り添う ・家庭における本人の役割 ・養育者から支援者へ移行するための関係性の調整 ・家族の役割についての整理と調整 ・一人で過ごすための制度利用や方法の助言
地域連携	・安心できる居場所づくり、チャレンジできる居場所探し ・家庭と学校、事業所間の共通理解を図るための連携 ・地域から分離されない、地域とつながりのある支援 ・障害特性に応じた環境整備や支援方法についての連携 ・障害特性や支援方法を卒後に繋ぐための連携 ・より創造的な生活の組み立てと仲間づくり

4 子どもの社会化・関係性の 拡がりと支援における連携

- 子どもの成長にともない変遷する関係機関を再確認する。
 - ・機関連携との連携
 - ・支援者が場所（家庭・所属先等）や人（保護者・友達・担任等）とどのように関わるべきかを考える
 - ・インクルージョンの視点について整理する。

子どもの自立に向けて 「縦横連携」を意識したネットワークづくり

子どもの成長・発達とともに



個々がもつ発達課題、支援ニーズ変化
親・家族が抱える生活ニーズ変化

一機関だけでは支えきれない

ライフステージを見通した一貫性・継続性のある支援

◆移行期をどう繋いでいくかという視点

担任や学年が変わる小さな移行期

入園、入学、卒後などライフイベントと関連した大きな移行期

◆「縦・横」のネットワークでニーズに応じた支援を展開するという視点

◆子ども同士(友達)と保護者同士(ママ友、パパ友、同属性)の ネットワークで育ちあう、助け合う視点

「子ども」と「地域」と「インクルージョン」 私たちが後方支援すべき主体と手段は？

子どもにとっての「地域(社会)」とは

- 「社会を意味する場所」は、家庭や保育所や学校やあそび場
- 「社会を構成する人」は、家族やお友達や先生や近所の人
- 「社会活動を営む時間」は、
 - 登校(登園) → 学校(保育所や幼稚園) → 下校(降園)
 - 遊び(自由)時間 → お家時間

様々な機関や場所、人が色々な時間帯に関わり、成長と共に年単位で大きく変化する。
都度、感知し、調整し、連携する必要がある。

私たちが、「インクルージョン」の視点を観点を忘れてはなりません。
同時に、インクルードされる母集団(母体)との相互の取り組みにより成立するものであることも忘れてはなりません。

障害児である前に「ひとりの子ども」です。
お友達と育ちあう機会の程度は、地域の体制に大きく影響されます。
私たちは、子どもたちの代弁者として、保護者とともに啓蒙、啓発、連携する責任を負っています。